

DIAM外国株式インデックスファンド<DC年金>

追加型投信／海外／株式（インデックス型）

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

「D I A M外国株式インデックスファンド< D C年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2012年5月15日に関東財務局長に提出しており、2012年5月16日にその効力が発生しております。

「D I A M外国株式インデックスファンド< D C年金>」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

この投資信託は、実質的に外国の株式を主要投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

発行者：D I A Mアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 中島 敬雄

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：D I A M外国株式インデックスファンド
< D C年金 >

募集内国投資信託受益証券の金額：1兆円を上限とします。

目	次	頁
第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第 1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	9
3	投資リスク	19
4	手数料等及び税金	21
5	運用状況	24
第 2	管理及び運営	33
1	申込（販売）手続等	33
2	換金（解約）手続等	34
3	資産管理等の概要	35
4	受益者の権利等	38
第 3	ファンドの経理状況	39
1	財務諸表	42
2	ファンドの現況	88
第 4	内国投資信託受益証券事務の概要	89
第三部	委託会社等の情報	90
第 1	委託会社等の概況	90
1	委託会社等の概況	90
2	事業の内容及び営業の概況	92
3	委託会社等の経理状況	93
4	利害関係人との取引制限	136
5	その他	136
	約款	137
	用語説明	151

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

D I A M外国株式インデックスファンド< D C 年金 >
(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」または「D I A M」(ダイヤモンド)といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成24年5月16日から平成25年5月15日

お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。なお、ニューヨーク証券取引所、またはロンドン証券取引所の休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

- ・株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

お申込みには、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

お申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができます。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

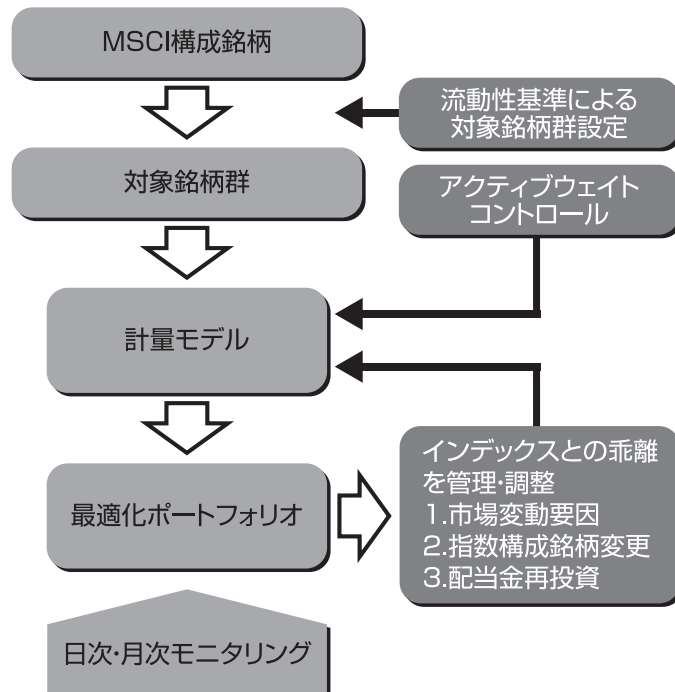
当ファンドの信託金の限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1 主に外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドに投資を行い、「MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」^(注)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

(注)MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

2 流動性を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



3 株式への実質投資割合は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

4 実質組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

分配方針

年1回の決算時(毎年2月15日(休業日の場合は翌営業日。))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類

「インデックス型」とは目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI コクサイ ・インデックス)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変異型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産(投資信託証券(株式))」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「グローバル(日本を除く)」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

対象インデックス

「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

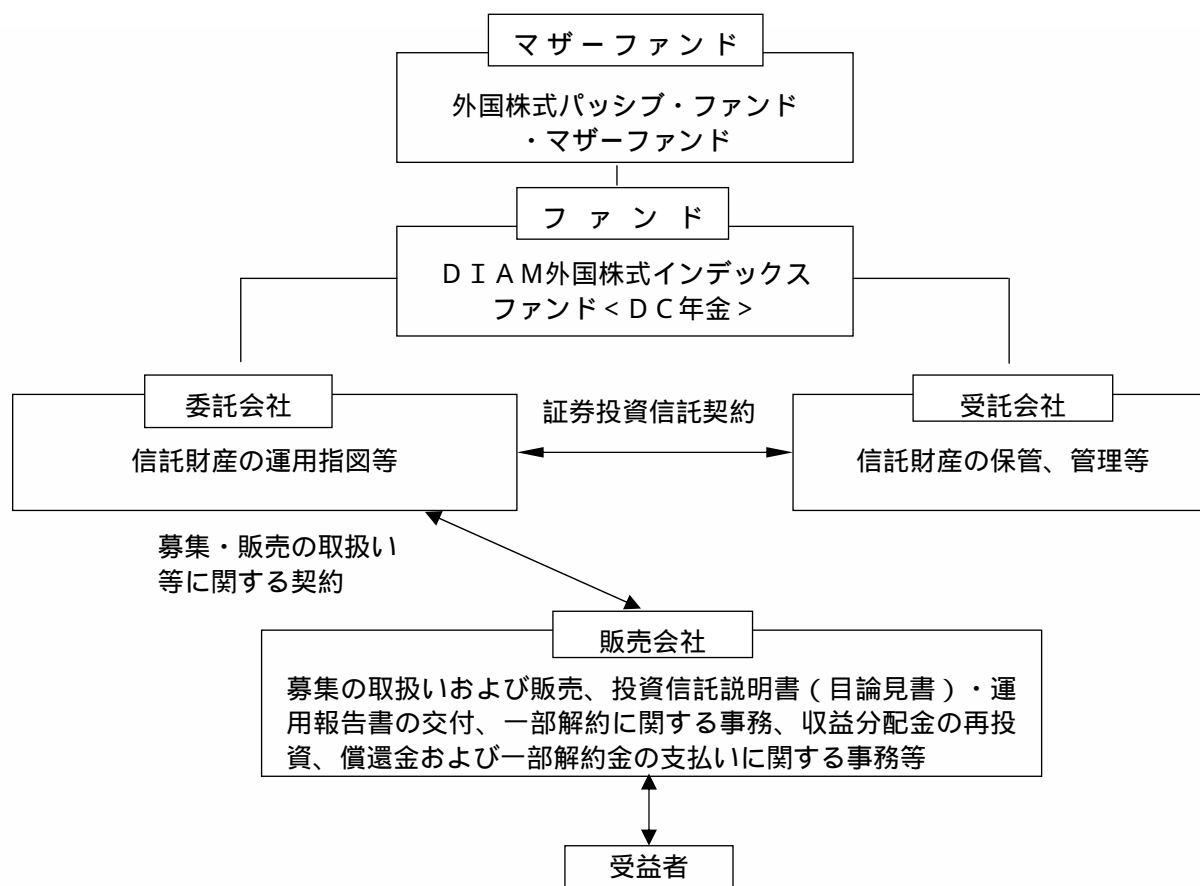
・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの沿革】

平成14年9月5日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

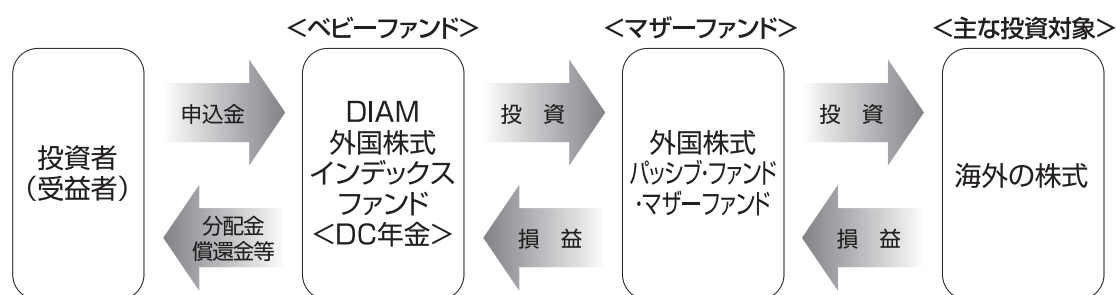
・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行います。



委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成24年2月29日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日 会社設立

平成10年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

平成10年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

(平成24年2月29日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

<投資態度>

- 1)主に外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 2)株式への実質投資割合は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3)実質組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4)有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

1. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

2. 有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1)～11)の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 14) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
 - 15) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
 - 18) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1)、12)ならびに15)の証券または証書のうち1)の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに15)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

3. 金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

4. 金融商品の指図範囲(約款第16条第3項)

上記2.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)当ファンドが投資するマザーファンドの概要

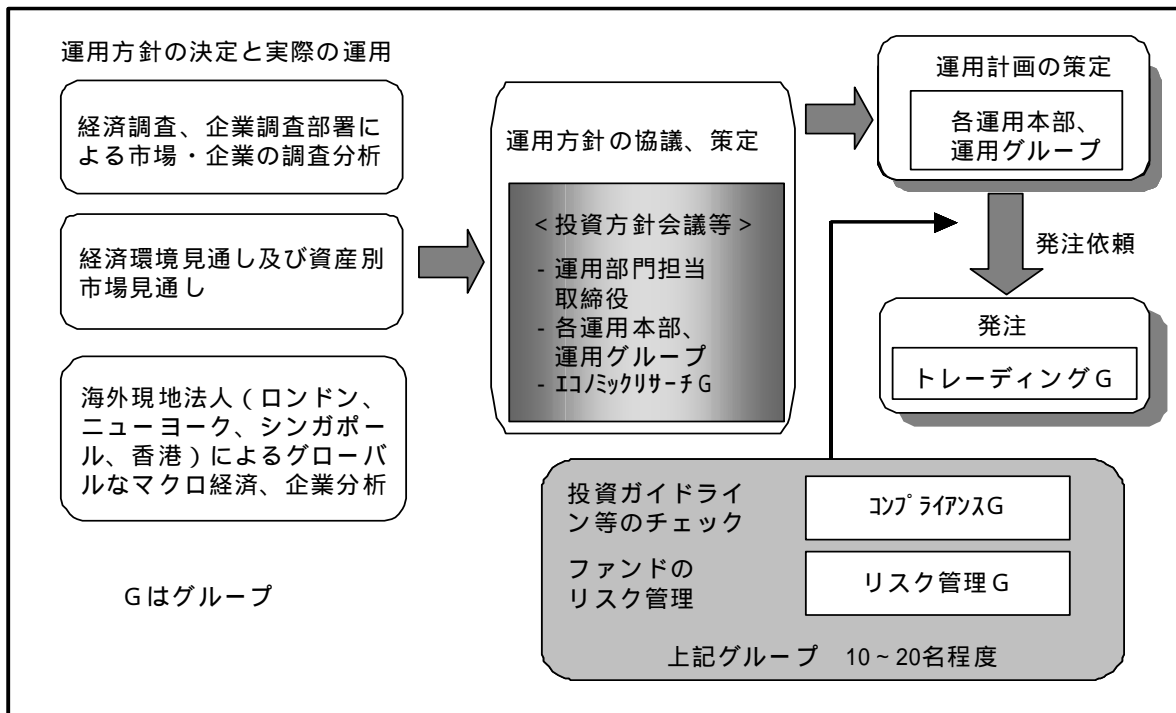
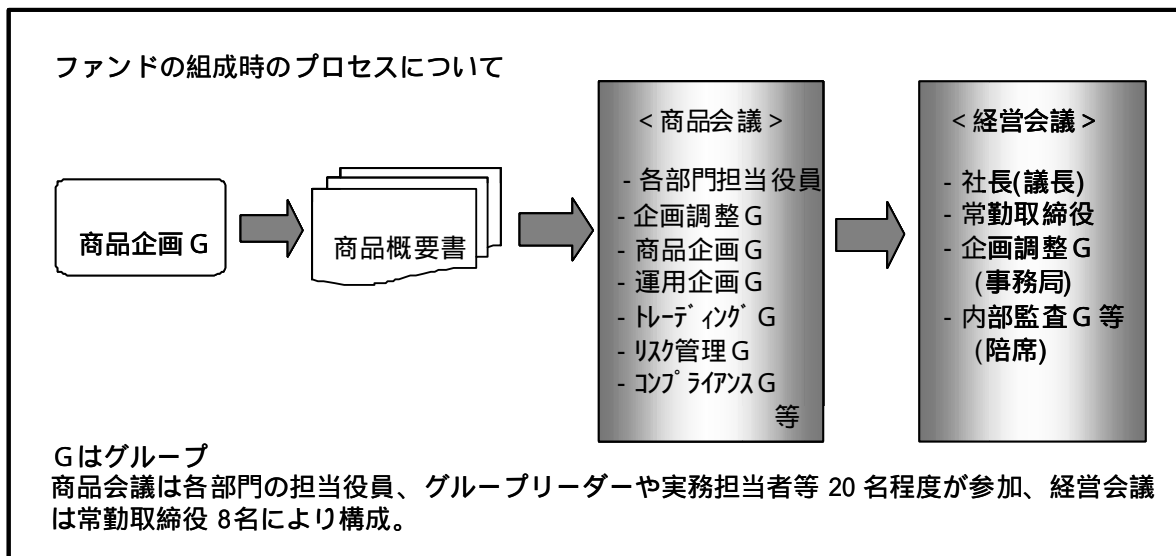
ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。</p>
運用プロセス	<p>流動性基準による設定</p> <p>取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>最適化法によるポートフォリオの構築</p> <p>インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>インデックスとの乖離を管理</p> <p>日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p> <p>インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への投資には、制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

<ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

上記体制は平成24年2月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として2月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

す。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資される性格を有します。

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、別に定める契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

1) 株式への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。

3) 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4) 外貨建資産への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

5) 投資する株式等の範囲(約款第18条)

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

6) 信用取引の指図範囲(約款第20条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、次の1. ~ 6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. ~ 6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

7) 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象3. 金融商品の指図範囲1）~ 4）に掲げる金融商品で運用

している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3.金融商品の指図範囲1)~4)に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3.金融商品の指図範囲1)~4)に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3.金融商品の指図範囲1)~4)に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3.金融商品の指図範囲1)~4)に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引い

た額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

8) スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

9) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やか

にその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象外貸建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貸建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象外貸建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)～2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. 1)～2)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

11) 資金の借入れ（約款第33条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

12) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総

数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

13) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

当ファンドでは実質的に株式に投資します。株式の価格は一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

流動性リスク

株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクがあり、このようなリスクを流動性リスクといいます。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの

収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額とMSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）が乖離する場合があります。

資金動向、市場動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

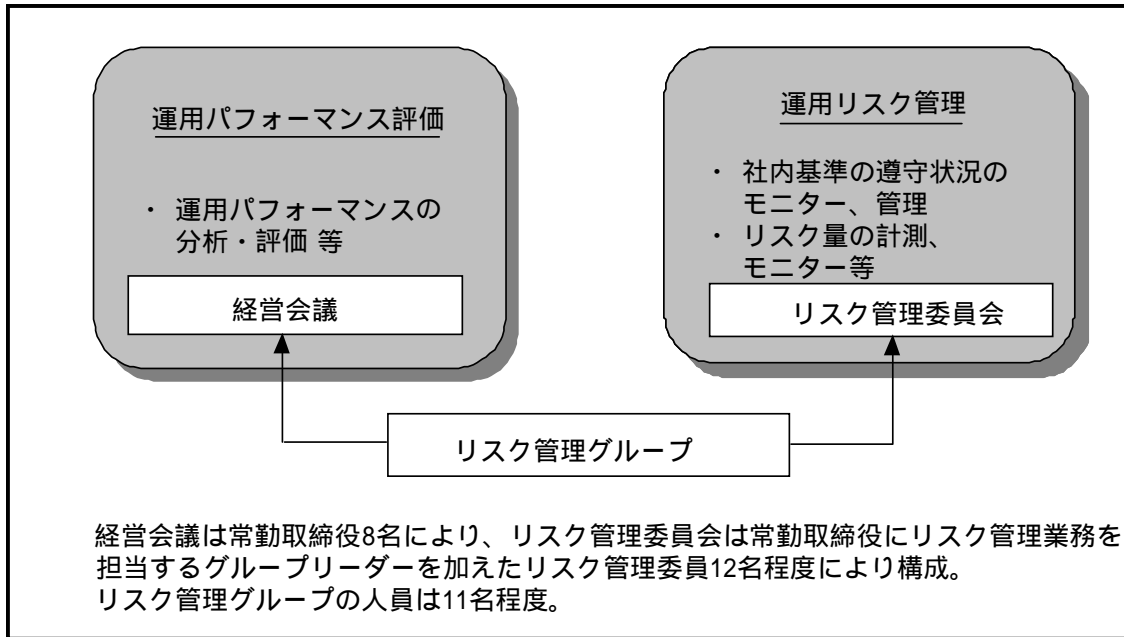
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは受益権口数が10億口を下回った場合、対象インデックスが改廃された場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

注意事項

- イ．当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成24年2月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用		
		総額	配分	
毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して年率 0.2625% (税抜 0.25%)	
		配分	委託会社	年率 0.1155% (税抜 0.11%)
			販売会社	年率 0.1155% (税抜 0.11%)
			受託会社	年率 0.0315% (税抜 0.03%)

信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎年8月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年8月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。なお、上記以外の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

個人の受益者に対する課税

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

税金は表に記載の時期に適用されます。

上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

上記は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%の税率となります。また、平成26年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

平成24年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、

地方税の源泉徴収は行われません。

上記7%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、7.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。））となります。

また、上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））となる予定です。

益金不算入制度、配当控除の適用

益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

上記は、平成24年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年2月29日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	44,118,156,660	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		320,128	0.00
合計（純資産総額）		44,117,836,532	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年2月29日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	米国	151,930,608,133	52.75
	英国	28,132,250,441	9.77
	カナダ	15,928,797,178	5.53
	スイス	12,610,633,639	4.38
	スウェーデン	4,221,185,994	1.47
	デンマーク	1,523,640,692	0.53
	ノルウェー	1,091,052,498	0.38
	アイルランド	1,812,908,096	0.63
	オランダ	3,408,910,637	1.18
	ベルギー	1,284,868,038	0.45
	ルクセンブルク	592,072,464	0.21
	フランス	11,594,229,930	4.03
	ドイツ	11,163,843,934	3.88
	ポルトガル	268,114,915	0.09
	スペイン	4,038,287,754	1.40
	イタリア	3,023,083,243	1.05
	フィンランド	1,143,941,128	0.40
	オーストリア	320,963,254	0.11
	ギリシャ	121,173,195	0.04
	香港	3,487,112,496	1.21
	中国	23,040,576	0.01
	シンガポール	2,300,921,084	0.80
	イスラエル	774,234,954	0.27
	オーストラリア	10,361,276,042	3.60
	ニュージーランド	124,941,751	0.04
	パナマ	168,213,342	0.06
	バミューダ諸島	696,778,933	0.24
	オランダ領キュラソー	1,318,171,057	0.46
	ケイマン諸島	295,099,041	0.10
	ガーンジー・チャネル諸島	62,709,884	0.02
	ジャージー・チャネル諸島	926,206,183	0.32
	マン島	91,134,294	0.03
リベリア	50,658,861	0.02	
モーリシャス	38,740,901	0.01	

平成24年2月29日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
	小計	274,929,804,564	95.46
投資信託受益証券	シンガポール	72,501,318	0.03
	オーストラリア	852,105,712	0.30
	小計	924,607,030	0.32
投資証券	米国	3,559,183,408	1.24
	英国	302,749,338	0.11
	カナダ	89,505,196	0.03
	オランダ	49,153,232	0.02
	フランス	333,835,462	0.12
	香港	121,058,080	0.04
	小計	4,455,484,716	1.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,698,670,820	2.67
合 計 (純資産総額)		288,008,567,130	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成24年2月29日現在

順位	銘柄名	国名	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	32,884,732,156	12,753.88	41,940,795,718	13,416.00	44,118,156,660	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成24年2月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産
 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年2月29日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	APPLE INC	株式	米国	コンピ ユ ー タ・周 辺機器	143,670	41,103.23	5,905,301,456	43,196.88	6,206,095,577	2.15
2	EXXON MOBIL CO RP	株式	米国	石油・ ガス・ 消耗燃 料	741,914	6,831.18	5,068,144,814	7,030.46	5,215,993,139	1.81
3	MICROSOFT CORP	株式	米国	ソフト ウェア	1,171,545	2,440.57	2,859,237,581	2,571.27	3,012,360,387	1.05
4	INTL BUSINESS MACHINES CORP	株式	米国	情報技 術サー ビス	182,786	15,508.31	2,834,701,879	15,973.03	2,919,645,604	1.01
5	CHEVRON CORP	株式	米国	石油・ ガス・ 消耗燃 料	308,431	8,591.61	2,649,919,851	8,843.33	2,727,558,596	0.95
6	NESTLE SA-REGI STERED	株式	スイ ス	食品	512,110	4,893.89	2,506,211,288	5,002.14	2,561,648,220	0.89
7	GENERAL ELECTR IC CO	株式	米国	コング ロマリ ット	1,623,952	1,528.08	2,481,527,273	1,545.83	2,510,351,771	0.87
8	PROCTER & GAMB LE CO	株式	米国	家庭用 品	426,326	5,202.25	2,217,852,899	5,437.03	2,317,945,205	0.80
9	AT&T INC	株式	米国	各種電 気通信 サービ ス	919,700	2,426.05	2,231,235,978	2,463.16	2,265,368,620	0.79
10	JOHNSON & JOHN SON	株式	米国	医薬品	424,085	5,212.73	2,210,642,638	5,258.72	2,230,145,289	0.77
11	PFIZER INC	株式	米国	医薬品	1,192,572	1,720.90	2,052,302,402	1,712.03	2,041,718,564	0.71
12	GOOGLE INC	株式	米国	インタ ーネッ トソフト ウェア・サ ービス	39,554	49,195.44	1,945,876,307	49,891.71	1,973,416,507	0.69
13	HSBC HOLDINGS PLC	株式	英国	商業銀 行	2,744,523	721.36	1,979,786,503	718.53	1,972,029,548	0.68
14	WELLS FARGO & CO	株式	米国	商業銀 行	771,768	2,454.29	1,894,139,089	2,530.93	1,953,292,019	0.68

平成24年2月29日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
15	BP PLC	株式	英国	石油・ ガス・ 消耗燃 料	2,921,870	635.67	1,857,343,817	641.45	1,874,235,586	0.65
16	JPMORGAN CHASE & CO	株式	米国	各種金 融サー ビス	584,698	3,059.39	1,788,816,642	3,163.46	1,849,670,372	0.64
17	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL -W/I	株式	米国	タバコ	269,268	6,587.52	1,773,808,874	6,765.82	1,821,820,112	0.63
18	COCA-COLA CO/T HE	株式	米国	飲料	317,816	5,558.85	1,766,692,107	5,554.82	1,765,410,037	0.61
19	INTEL CORP	株式	米国	半 導 体・半 導体製 造装置	789,212	2,160.61	1,705,179,655	2,197.72	1,734,469,522	0.60
20	VODAFONE GROUP PLC	株式	英国	無線通 信サー ビス	7,756,164	223.41	1,732,799,403	221.35	1,716,856,452	0.60
21	ROYAL DUTCH SH ELL PLC-A SHS	株式	英国	石油・ ガス・ 消耗燃 料	569,445	2,995.28	1,705,646,109	2,981.15	1,697,598,883	0.59
22	NOVARTIS AG-RE G SHS	株式	スイ ス	医薬品	361,655	4,672.88	1,689,969,693	4,459.98	1,612,974,935	0.56
23	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	スイ ス	医薬品	108,456	14,632.06	1,586,934,916	14,271.22	1,547,799,653	0.54
24	BHP BILLITON L TD	株式	オース トラ リア	金属・ 鉱業	491,216	3,153.30	1,548,951,708	3,116.69	1,530,965,539	0.53
25	TOTAL SA	株式	フラン ス	石油・ ガス・ 消耗燃 料	334,286	4,465.52	1,492,759,147	4,556.24	1,523,086,492	0.53
26	ORACLE CORP	株式	米国	ソフト ウェア	620,314	2,278.40	1,413,325,403	2,371.19	1,470,879,376	0.51
27	MERCK & CO. IN C.	株式	米国	医薬品	472,231	3,082.78	1,455,785,604	3,096.50	1,462,262,536	0.51
28	WAL-MART STORE S INC	株式	米国	食品・ 生活必 需品小 売り	297,000	5,019.91	1,490,913,151	4,754.47	1,412,078,303	0.49
29	GLAXOSMITHKLIN	株式	英国	医薬品	775,953	1,849.97	1,435,488,220	1,803.72	1,399,601,014	0.49

平成24年2月29日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
	E PLC									
30	VERIZON COMM INC	株式	米国	各種電 気通信 サービ ス	440,447	3,069.07	1,351,761,441	3,077.94	1,355,670,320	0.47

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年2月29日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	10.62
	商業銀行	7.19
	医薬品	6.26
	保険	3.88
	金属・鉱業	3.86
	各種電気通信サービス	3.00
	コンピュータ・周辺機器	2.95
	化学	2.86
	食品	2.77
	ソフトウェア	2.51
	メディア	2.47
	情報技術サービス	2.27
	各種金融サービス	2.18
	食品・生活必需品小売り	2.17
	飲料	2.16
	コングロマリット	2.08
	機械	1.93
	資本市場	1.85
	電力	1.79
	航空宇宙・防衛	1.77
	タバコ	1.68
	エネルギー設備・サービス	1.66
	半導体・半導体製造装置	1.65
	ホテル・レストラン・レジャー	1.61
	家庭用品	1.45
	通信機器	1.44
	専門小売り	1.41
	総合公益事業	1.34
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.33
	ヘルスケア機器・用品	1.24
	インターネットソフトウェア・サービス	1.02
	繊維・アパレル・贅沢品	1.01
自動車	0.99	
バイオテクノロジー	0.86	

平成24年2月29日現在

種類	業種	投資比率 (%)
	無線通信サービス	0.85
	陸運・鉄道	0.82
	電気設備	0.78
	複合小売り	0.63
	不動産管理・開発	0.63
	航空貨物・物流サービス	0.55
	インターネット販売・カタログ販売	0.51
	消費者金融	0.46
	建設・土木	0.43
	商業サービス・用品	0.41
	専門サービス	0.39
	自動車部品	0.38
	電子装置・機器・部品	0.32
	建設資材	0.31
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.29
	パーソナル用品	0.26
	商社・流通業	0.24
	紙製品・林産品	0.19
	運送インフラ	0.18
	家庭用耐久財	0.17
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.17
	建設関連製品	0.17
	容器・包装	0.17
	ガス	0.16
	販売	0.12
	海運業	0.10
	旅客航空輸送業	0.10
	水道	0.08
	レジャー用品	0.06
	貯蓄・抵当・不動産金融	0.06
	事務用電子機器	0.06
	不動産投資信託	0.05
	ヘルスケア・テクノロジー	0.04
	各種消費者サービス	0.04
株式 計		95.46
投資信託受益証券		0.32
投資証券		1.55
合計		97.33

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成24年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成15年2月17日現在）	0	0	0.9770	0.9770
第2期末（平成16年2月16日現在）	356	356	1.2398	1.2398
第3期末（平成17年2月15日現在）	4,013	4,013	1.3626	1.3626
第4期末（平成18年2月15日現在）	8,450	8,450	1.6901	1.6901
第5期末（平成19年2月15日現在）	18,263	18,263	2.1052	2.1052
第6期末（平成20年2月15日現在）	23,584	23,584	1.8342	1.8342
第7期末（平成21年2月16日現在）	15,060	15,060	0.9062	0.9062
第8期末（平成22年2月15日現在）	28,396	28,396	1.2246	1.2246
第9期末（平成23年2月15日現在）	39,647	39,647	1.4110	1.4110
第10期末（平成24年2月15日現在）	41,707	41,707	1.3008	1.3008
平成23年2月末	38,657		1.3788	
3月末	40,494		1.4172	
4月末	42,159		1.4517	
5月末	40,976		1.3949	
6月末	40,707		1.3637	
7月末	39,295		1.3063	
8月末	35,762		1.1766	
9月末	34,186		1.1045	
10月末	38,997		1.2547	
11月末	35,966		1.1495	
12月末	37,815		1.1897	
平成24年1月末	39,299		1.2294	
2月末	44,117		1.3685	

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
第9期	-
第10期	-

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1期	2.30
第2期	26.90
第3期	9.90
第4期	24.03
第5期	24.56
第6期	12.87
第7期	50.59
第8期	35.14
第9期	15.22
第10期	7.81

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

基準価額・純資産の推移

《設定日(2002年9月5日)~2012年2月29日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2002年9月5日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第6期	(2008.02.15)	0円
第7期	(2009.02.16)	0円
第8期	(2010.02.15)	0円
第9期	(2011.02.15)	0円
第10期	(2012.02.15)	0円
設定来累計		0円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄一覧

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	100.00%

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	米国	52.75
	英国	9.77
	カナダ	5.53
	スイス	4.38
	フランス	4.03
	その他	19.00
	小計	95.46
投資信託 受益証券	オーストラリア	0.30
	シンガポール	0.03
	小計	0.32
投資証券	米国	1.24
	フランス	0.12
	英国	0.11
	香港	0.04
	カナダ	0.03
	その他	0.02
小計	1.55	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.67
合計(純資産総額)		100.00

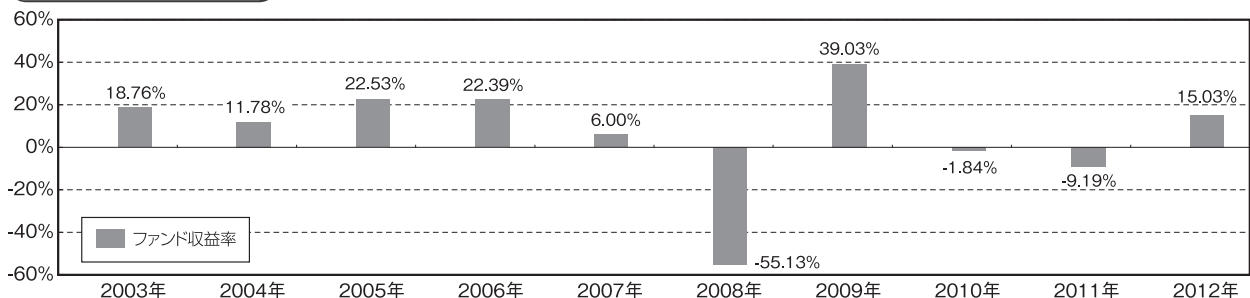
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	業種	投資比率(%)
1	APPLE INC	株式	米国	コンピュータ・周辺機器	2.15
2	EXXON MOBIL CORP	株式	米国	石油・ガス・消耗燃料	1.81
3	MICROSOFT CORP	株式	米国	ソフトウェア	1.05
4	INTL BUSINESS MACHINES CORP	株式	米国	情報技術サービス	1.01
5	CHEVRON CORP	株式	米国	石油・ガス・消耗燃料	0.95
6	NESTLE SA-REGISTERED	株式	スイス	食品	0.89
7	GENERAL ELECTRIC CO	株式	米国	コングロメリット	0.87
8	PROCTER & GAMBLE CO	株式	米国	家庭用品	0.80
9	AT&T INC	株式	米国	各種電気通信サービス	0.79
10	JOHNSON & JOHNSON	株式	米国	医薬品	0.77

組入上位5業種(株式)

順位	業種	投資比率(%)
1	石油・ガス・消耗燃料	10.62
2	商業銀行	7.19
3	医薬品	6.26
4	保険	3.88
5	金属・鉱業	3.86

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。
 ※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2012年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,000,000	-
第2期	315,043,828	28,157,692
第3期	2,922,078,835	264,603,759
第4期	3,263,030,907	1,208,590,209
第5期	4,975,421,798	1,299,730,296
第6期	7,585,114,440	3,402,164,832
第7期	6,532,134,419	2,772,322,990
第8期	9,353,757,517	2,783,451,128
第9期	8,936,687,787	4,025,800,144
第10期	9,290,705,463	5,326,900,557

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みの方法

- ・お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度による取得のみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

- ・当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

- ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、海外休業日は、お申込みの受付を行いません。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への

通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）

- ・お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込単位

1円以上1円単位（当初元本1口 = 1円）

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

お申込手数料

ありません。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

解約のお申込方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約の請求をすることができます。

受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があ

るときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとし、

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成14年9月5日から無期限です。ただし、下記(5)イ.の場合には、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎年2月16日から翌年2月15日までとします。
- b. 上記 a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記 a.および b.の事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記 c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記 d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は上記 e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記 d. ~ f.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 上記 d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面に付記します。

ロ.信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は上記 a.のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記 b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 a.～e.の規定にしたがいます。
- g. 上記 c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面に付記します。
- h. 上記 b.に該当しない場合の約款変更のお知らせは、当ファンドの決算時に作成しております「運用報告書」にてお知らせいたします。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ．運用報告書

委託会社は、毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示しております。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

収益分配金受領権

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、別に定める契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成22年2月16日から平成23年2月15日まで)及び第10期計算期間(平成23年2月16日から平成24年2月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月24日

DIAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM外国株式インデックスファンド<DC年金>の平成22年2月16日から平成23年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM外国株式インデックスファンド<DC年金>の平成23年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年3月27日

DIAMアセットマネジメント株式会社

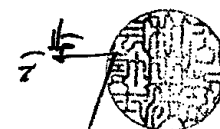
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM外国株式インデックスファンド<DC年金>の平成23年2月16日から平成24年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM外国株式インデックスファンド<DC年金>の平成24年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【D I AM外国株式インデックスファンド<DC年金>】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 平成23年2月15日現在	第10期 平成24年2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	143,577,060	122,143,816
親投資信託受益証券	39,647,376,839	41,707,386,169
流動資産合計	39,790,953,899	41,829,529,985
資産合計	39,790,953,899	41,829,529,985
負債の部		
流動負債		
未払解約金	96,524,266	71,939,472
未払受託者報酬	5,464,329	5,818,990
未払委託者報酬	40,072,039	42,672,925
その他未払費用	1,366,003	1,381,932
流動負債合計	143,426,637	121,813,319
負債合計	143,426,637	121,813,319
純資産の部		
元本等		
元本	28,099,448,481	32,063,253,387
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	11,548,078,781	9,644,463,279
(分配準備積立金)	1,910,027,364	1,597,233,279
元本等合計	39,647,527,262	41,707,716,666
純資産合計	39,647,527,262	41,707,716,666
負債純資産合計	39,790,953,899	41,829,529,985

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期		第10期	
	自	平成22年2月16日 至 平成23年2月15日	自	平成23年2月16日 至 平成24年2月15日
営業収益				
受取利息		46,198		64,817
有価証券売買等損益		5,155,671,131		△2,921,522,670
営業収益合計		5,155,717,329		△2,921,457,853
営業費用				
受託者報酬		10,369,548		12,035,182
委託者報酬		76,043,967		88,258,602
その他費用		2,592,223		2,858,195
営業費用合計		89,005,738		103,151,979
営業利益又は営業損失(△)		5,066,711,591		△3,024,609,832
経常利益又は経常損失(△)		5,066,711,591		△3,024,609,832
当期純利益又は当期純損失(△)		5,066,711,591		△3,024,609,832
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		186,723,561		△652,982,113
期首剰余金又は期首欠損金(△)		5,208,014,228		11,548,078,781
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,391,623,356		2,600,718,079
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,391,623,356		2,600,718,079
剰余金減少額又は欠損金増加額		931,546,833		2,132,705,862
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		931,546,833		2,132,705,862
分配金		*1 —		*1 —
期末剰余金又は期末欠損金(△)		11,548,078,781		9,644,463,279

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期		第10期	
	自	平成22年2月16日 至 平成23年2月15日	自	平成23年2月16日 至 平成24年2月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券	同左

(追加情報)

第 9 期 自平成22年2月16日 至平成23年2月15日	第 10 期 自平成23年2月16日 至平成24年2月15日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 9 期 平成23年2月15日現在	第 10 期 平成24年2月15日現在
*1 期首元本額	23,188,560,838円	28,099,448,481円
期中追加設定元本額	8,936,687,787円	9,290,705,463円
期中解約元本額	4,025,800,144円	5,326,900,557円
*2 計算期間末日における受益権の総数	28,099,448,481口	32,063,253,387口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 9 期 自平成22年2月16日 至平成23年2月15日	第 10 期 自平成23年2月16日 至平成24年2月15日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(46,058円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,482,196,241円)及び分配準備積立金(1,909,981,306円)より分配対象収益は22,392,223,605円(1万口当たり7,968.92円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,953,730,335円)及び分配準備積立金(1,597,233,279円)より分配対象収益は25,550,963,614円(1万口当たり7,968.92円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第 9 期 自平成22年2月16日 至平成23年2月15日	第 10 期 自平成23年2月16日 至平成24年2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 9 期 平成23年2月15日現在	第 10 期 平成24年2月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似し	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

区分	第 9 期 平成23年2月15日現在	第 10 期 平成24年2月15日現在
	ていることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第 9 期 平成23年2月15日現在	第 10 期 平成24年2月15日現在
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,110,010,510	2,671,848,607
合計	5,110,010,510	2,671,848,607

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 9 期 平成23年2月15日現在	第 10 期 平成24年2月15日現在
1口当たり純資産額	1.4110円	1.3008円
(1万口当たり純資産額)	(14,110円)	(13,008円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年2月15日現在

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	32,709,110,007	41,707,386,169	
合 計		32,709,110,007	41,707,386,169	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		3,903,352,098	5,484,107,581
コール・ローン		56,192,354	82,881,947
株式		287,587,842,680	268,634,688,531
投資信託受益証券		919,072,275	864,416,276
投資証券		3,700,233,897	4,433,607,480
派生商品評価勘定		243,663,052	220,550,569
未収入金		8,186,839	45,791,302
未収配当金		449,958,053	296,189,485
差入委託証拠金		1,660,675,660	1,039,584,437
流動資産合計		298,529,176,908	281,101,817,608
資産合計		298,529,176,908	281,101,817,608
負債の部			

科目	注記 番号	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
		金額 (円)	金額 (円)
流動負債			
派生商品評価勘定		29,242	6,502,110
未払解約金		47,762,000	99,474,000
流動負債合計		47,791,242	105,976,110
負債合計		47,791,242	105,976,110
純資産の部			
元本等			
元本		216,402,617,210	220,369,304,279
剰余金			
剰余金又は欠損金()		82,078,768,456	60,626,537,219
元本等合計		298,481,385,666	280,995,841,498
純資産合計		298,481,385,666	280,995,841,498
負債純資産合計		298,529,176,908	281,101,817,608

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成22年2月16日 至平成23年2月15日	自平成23年2月16日 至平成24年2月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式、投資信託受益証券及び投資証券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)先物取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の	外貨建取引等の処理基準 同左

区分	自平成22年2月16日 至平成23年2月15日	自平成23年2月16日 至平成24年2月15日
	対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(追加情報)

自平成22年2月16日 至平成23年2月15日	自平成23年2月16日 至平成24年2月15日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における		
当該親投資信託の元本額	234,746,759,114円	216,402,617,210円
同期中追加設定元本額	49,371,138,669円	59,596,172,161円
同期中解約元本額	67,715,280,573円	55,629,485,092円
同期末における元本の内訳		
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	889,913,267円	1,137,080,478円
D I A M外国株式インデックスファンド< D C 年金 >	28,744,563,793円	32,709,110,007円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 1 安定型	175,686,010円	205,101,084円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 2 安定・成長型	990,180,130円	1,129,874,746円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 3 成長型	1,235,372,366円	1,349,118,541円
D I A M D C バランス30インデックスファンド	203,263,880円	207,996,744円
D I A M D C バランス50インデックスファンド	520,238,727円	550,872,856円

区分	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
D I A M D C バランス70インデックスファンド	367,609,658円	389,229,605円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	82,975,700円	73,166,561円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	759,467,965円	814,067,009円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	98,031,223円	155,274,588円
D I A M外国株式インデックスファンドV A(適格機関投資家専用)	609,064,846円	587,940,667円
D I A M外国株式パッシブ私募ファンド(適格機関投資家向け)	6,108,694,015円	5,743,748,556円
D I A M為替リスクコントロール型グローバル株式私募ファンド(適格機関投資家限定)	17,000,035,639円	16,600,882,451円
D I A Mワールドバランス25V A(適格機関投資家限定)	98,272,863円	94,153,941円
D I A Mグローバル・バランスファンド25V A(適格機関投資家限定)	9,237,242,786円	9,060,525,633円
D I A Mグローバル・バランスファンド50V A(適格機関投資家限定)	1,577,407,752円	1,491,728,770円
D I A M国際分散バランスファンド30V A(適格機関投資家限定)	181,903,267円	179,735,091円
D I A M国際分散バランスファンド50V A(適格機関投資家限定)	1,040,318,159円	1,035,844,391円
D I A M国内重視バランスファンド30V A(適格機関投資家限定)	98,629,248円	94,553,167円
D I A M国内重視バランスファンド50V A(適格機関投資家限定)	172,979,002円	166,449,754円
D I A M世界バランスファンド40V A(適格機関投資家限定)	17,336,245,835円	17,231,808,889円
D I A M世界バランスファンド50V A(適格機関投資家限定)	8,668,141,682円	8,545,923,885円
D I A Mバランスファンド25V A(適格機関投資家限定)	2,995,015,011円	2,973,928,136円
D I A Mバランスファンド37.5V A(適格機関投資家限定)	2,653,536,745円	2,549,143,595円
D I A Mバランスファンド50V A(適格機関投資家限定)	7,144,500,008円	6,731,089,388円

区分	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
D I A Mグローバル・アセット・ バランスV A (適格機関投資家限 定)	5,389,707,679円	5,249,240,116円
D I A Mグローバル・アセット・ バランスV A 2 (適格機関投資家 限定)	6,806,822,774円	6,844,922,491円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30V A (適格 機関投資家限定)	4,627,910,710円	4,633,699,975円
D I A M世界アセットバランスフ ァンドV A(適格機関投資家向け)	4,130,127,610円	4,319,847,004円
D I A Mグローバル 私募ファン ド (適格機関投資家向け)	58,961,297円	62,370,773円
D I A M為替フルヘッジ型グロー バルアセット私募ファンド (適格 機関投資家向け)	264,757,976円	円
D I A M世界バランスファンド5 5V A (適格機関投資家限定)	19,117,318,616円	19,120,370,003円
D I A Mアイエヌジー世界バラ ンスファンド35V A (適格機関投 資家限定)	3,269,823,724円	3,198,492,340円
D I A Mグローバル分散ファンド V A (適格機関投資家限定)	138,760,003円	139,483,692円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド2V A (適格機関投資家限 定)	23,715,797,598円	24,140,352,021円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド40V A (適格機関投資家 限定)	2,416,029,246円	2,342,300,689円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド25V A (適格機関投資家 限定)	4,317,862,061円	4,469,097,913円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド3V A (適格機関投資家限 定)	14,360,510,938円	14,702,971,986円
D I A Mバランス50V A (適格 機関投資家限定)	166,471円	176,886円
D I A Mバランス70V A (適格 機関投資家限定)	262,353円	271,714円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド4V A (適格機関投資家限 定)	18,798,271,287円	19,337,106,930円
D I A Mバランス40V A (適格 機関投資家限定)	77,713円	83,044円
D I A Mバランス60V A (適格 機関投資家限定)	159,577円	168,169円

区分	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
(合計)	216,402,617,210円	220,369,304,279円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	216,402,617,210口	220,369,304,279口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自平成22年2月16日 至平成23年2月15日	自平成23年2月16日 至平成24年2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場及び株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 株式、投資信託受益証券及び投資証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 株式、投資信託受益証券及び投資証券 同左</p> <p>(2) 派生商品評価勘定 同左</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
種 類	当期の損益に含まれた評価差額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)
株式	48,195,948,555	4,374,457,995
投資信託受益証券	16,274,767	96,940,201
投資証券	873,586,138	274,965,091

	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
合計	49,085,809,460	4,196,433,105

(デリバティブ取引等に関する注記)

(株式関連)

平成23年2月15日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	オーストラリアドル SPI 200 FUTURES	248,685,880	-	257,026,975	8,341,095
	カナダドル S&P/TSE 60 IX FUT	439,133,296	-	456,805,490	17,672,194
	ユーロ DJ EURO STOXX 50	1,192,431,683	-	1,253,343,186	60,911,503
	英ポンド FTSE 100 INDEX FUTURE	625,543,439	-	638,787,712	13,244,273
	米ドル S&P 500 FUTURE	3,009,328,847	-	3,152,782,974	143,454,127
	合 計	5,515,123,145	-	5,758,746,337	243,623,192

平成24年2月15日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	オーストラリアドル SPI 200 FUTURES	326,053,166	-	326,611,034	557,868
	カナダドル S&P/TSE 60 IX FUT	408,631,239	-	408,342,175	289,064
	ユーロ DJ EURO STOXX 50	1,370,216,576	-	1,423,251,269	53,034,693
	英ポンド FTSE 100 INDEX FUTURE	751,160,264	-	779,046,169	27,885,905
	米ドル S&P 500 FUTURE	3,809,103,540	-	3,942,349,317	133,245,777
	合 計	6,665,164,785	-	6,879,599,964	214,435,179

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

平成23年2月15日現在					
区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	42,744,528	-	42,734,800	9,728
	米ドル	8,331,890	-	8,331,000	890
合計		51,076,418	-	51,065,800	10,618

平成24年2月15日現在					
区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	20,412,480	-	20,604,000	191,520
	米ドル	54,768,800	-	54,964,000	195,200
合計		75,181,280	-	75,568,000	386,720

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成23年2月15日現在	平成24年2月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3793円 (13,793円)	1.2751円 (12,751円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

平成24年2月15日現在

通貨	銘 柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	EVEREST RE GROUP LTD	8,102	88.680	718,485.360	
	PARTNERRE LTD	7,570	66.480	503,253.600	
	AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	12,784	32.580	416,502.720	
	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	8,493	72.310	614,128.830	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	21,239	37.640	799,435.960	
	BUNGE LTD	19,670	65.670	1,291,728.900	
	INVESCO LTD	65,700	23.950	1,573,515.000	
	ULTRA PETROLEUM CORP	22,514	24.340	547,990.760	
	ACE LTD	52,602	73.600	3,871,507.200	
	TYCO INTERNATIONAL LTD	73,611	49.040	3,609,883.440	
	WEATHERFORD INTL LTD	113,841	17.470	1,988,802.270	
	NOBLE CORP	40,324	38.590	1,556,103.160	
	GARMIN LTD	20,043	43.910	880,088.130	
	TE CONNECTIVITY LTD	65,610	34.830	2,285,196.300	
	SCHLUMBERGER LTD	212,130	77.800	16,503,714.000	
	SEAGATE TECHNOLOGY	71,207	26.600	1,894,106.200	
	COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	22,783	60.830	1,385,889.890	
	XL GROUP PLC	53,089	19.310	1,025,148.590	
	INGERSOLL-RAND PLC	50,200	38.900	1,952,780.000	
	ACCENTURE PLC-CL A	104,286	57.460	5,992,273.560	
	WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	25,010	38.670	967,136.700	
	WARNER CHILCOTT PLC - CLASS A	27,146	16.430	446,008.780	
	COVIDIEN PLC	75,986	52.310	3,974,827.660	
	HERBALIFE LTD	21,823	59.420	1,296,722.660	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	22,377	29.990	671,086.230	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	43,628	44.610	1,946,245.080	
	NIELSEN HOLDINGS NV	16,327	27.310	445,890.370	
	CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	69,475	30.440	2,114,819.000	
	FLEXTRONICS INTL LTD	110,408	6.980	770,647.840	
	AVAGO TECHNOLOGIES LTD	34,354	34.510	1,185,556.540	
	HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST	1,027,000	0.790	811,330.000	
	AMAZON.COM INC	57,151	191.300	10,932,986.300	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	ABBOTT LABORATORIES	246,318	55.080	13,567,195.440	
	AES CORP	99,276	13.480	1,338,240.480	
	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	14,815	44.590	660,600.850	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	188,631	192.220	36,258,650.820	
	ADVANCED MICRO DEVICES	93,282	7.320	682,824.240	
	ADOBE SYSTEMS INC	81,219	32.440	2,634,744.360	
	AGCO CORP	14,077	52.410	737,775.570	
	AIRGAS INC	12,208	79.030	964,798.240	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	34,175	90.780	3,102,406.500	
	ENERGEN CORP	12,554	49.590	622,552.860	
	ALLERGAN INC	47,692	88.880	4,238,864.960	
	DU PONT (E. I.) DE NEMOURS	149,018	49.660	7,400,233.880	
	RALPH LAUREN CORP	9,673	174.780	1,690,646.940	
	ALLSTATE CORP	84,600	31.150	2,635,290.000	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	121,377	59.840	7,263,199.680	
	ALTERA CORPORATION	50,199	39.720	1,993,904.280	
	ALCOA INC	165,402	10.210	1,688,754.420	
	AMGEN INC	127,761	67.840	8,667,306.240	
	HESS CORP	47,762	61.900	2,956,467.800	
	BEAM INC	23,016	54.180	1,247,006.880	
	AMERICAN EXPRESS CO	169,274	51.960	8,795,477.040	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	75,772	39.840	3,018,756.480	
	AFLAC INC	73,710	48.560	3,579,357.600	
	AMERICAN INTL GROUP	82,528	26.600	2,195,244.800	
	ANALOG DEVICES	48,702	39.430	1,920,319.860	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	80,197	87.050	6,981,148.850	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	27,690	83.390	2,309,069.100	
	NABORS INDUSTRIES LTD	49,134	18.860	926,667.240	
	ARCH COAL INC	33,405	13.560	452,971.800	
	TIME WARNER	162,460	37.840	6,147,486.400	
	VALERO ENERGY CORP	88,182	24.620	2,171,040.840	
	APOLLO GROUP INC	22,785	53.590	1,221,048.150	
	APACHE CORP	61,668	107.310	6,617,593.080	
	APPLE INC	146,445	509.460	74,607,869.700	
	APPLIED MATERIALS INC	206,845	12.870	2,662,095.150	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	99,776	31.150	3,108,022.400	
	PINNACLE WEST CAPITAL CORP	18,364	47.320	868,984.480	
	AMEREN CORP	39,448	31.190	1,230,383.120	
	ARROW ELECTRONICS INC	17,437	40.150	700,095.550	
	AUTOLIV INC	14,963	65.230	976,036.490	
	AUTODESK INC	38,885	38.790	1,508,349.150	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	77,786	54.250	4,219,890.500	
	AUTOZONE INC	4,387	360.110	1,579,802.570	
	AVERY DENNISON CORP	15,202	29.350	446,178.700	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	AVNET INC	22,835	35.940	820,689.900	
	AVON PRODUCTS INC	61,411	17.800	1,093,115.800	
	BMC SOFTWARE INC	28,920	39.100	1,130,772.000	
	BAKER HUGHES INC	69,228	48.000	3,322,944.000	
	BALL CORP	20,878	39.870	832,405.860	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	145,234	78.920	11,461,867.280	
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	31,946	36.180	1,155,806.280	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	196,051	21.010	4,119,031.510	
	CR BARD INC	14,153	95.620	1,353,309.860	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	92,601	56.990	5,277,330.990	
	BED BATH & BEYOND INC	38,406	59.760	2,295,142.560	
	BECTON DICKINSON & CO	34,887	76.700	2,675,832.900	
	AMETEK INC	25,735	48.600	1,250,721.000	
	NII HOLDINGS INC	31,218	23.210	724,569.780	
	VERIZON COMM INC	448,950	38.040	17,078,058.000	
	WR BERKLEY CORP	18,150	36.160	656,304.000	
	BEST BUY CO INC	47,734	25.490	1,216,739.660	
	YUM! BRANDS INC	75,823	63.980	4,851,155.540	
	FIRSTENERGY CORP	67,136	43.160	2,897,589.760	
	SLM CORP	92,921	16.070	1,493,240.470	
	H&R BLOCK INC	55,467	16.210	899,120.070	
	BOEING CO	112,465	75.560	8,497,855.400	
	ROBERT HALF INTL INC	24,240	29.390	712,413.600	
	BORGWARNER INC	16,519	79.410	1,311,773.790	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	268,520	5.920	1,589,638.400	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	26,111	65.480	1,709,748.280	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	272,850	31.850	8,690,272.500	
	ONEOK INC	15,305	81.270	1,243,837.350	
	SEMPRA ENERGY	35,687	57.490	2,051,645.630	
	FEDEX CORP	48,665	95.550	4,649,940.750	
	VERISIGN INC	21,938	37.200	816,093.600	
	AMPHENOL CORP	24,477	55.060	1,347,703.620	
	BROWN-FORMAN CORP	13,755	82.000	1,127,910.000	
	QUANTA SERVICES INC	33,320	22.200	739,704.000	
	LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	25,732	21.110	543,202.520	
	SIRIUS XM RADIO INC	614,899	2.145	1,318,958.350	
	CSX CORP	173,731	21.820	3,790,810.420	
	CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	37,409	14.550	544,300.950	
	CABOT OIL & GAS CORP	33,398	35.010	1,169,263.980	
	CAMPBELL SOUP CO	30,602	31.810	973,449.620	
	WHITING PETROLEUM CORP	17,265	52.900	913,318.500	
	CONSTELLATION BRANDS INC	30,765	21.460	660,216.900	
	CARDINAL HEALTH INC	55,062	42.060	2,315,907.720	
	CATERPILLAR INC	101,857	114.450	11,657,533.650	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CELGENE CORP	72,999	74.145	5,412,510.850	
	CITRIX SYSTEMS INC	30,333	73.870	2,240,698.710	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	101,910	22.710	2,314,376.100	
	CENTURYLINK INC	92,807	37.820	3,509,960.740	
	CERNER CORP	20,155	70.640	1,423,749.200	
	JPMORGAN CHASE & CO	614,581	37.920	23,304,911.520	
	CHUBB CORP	49,163	69.320	3,407,979.160	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	23,516	47.450	1,115,834.200	
	CIGNA CORP	38,955	43.990	1,713,630.450	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	23,804	34.825	828,974.300	
	CINTAS CORP	13,173	38.205	503,274.460	
	FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	164,569	4.060	668,150.140	
	CISCO SYSTEMS INC	864,224	20.070	17,344,975.680	
	CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	21,907	69.910	1,531,518.370	
	CLOROX COMPANY	21,099	68.090	1,436,630.910	
	COCA-COLA CO/THE	326,562	68.900	22,500,121.800	
	COCA-COLA ENTERPRISES INC	49,318	28.100	1,385,835.800	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	78,864	91.900	7,247,601.600	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	42,730	35.130	1,501,104.900	
	AON CORP	46,043	48.290	2,223,416.470	
	COMCAST CORP-SPECIAL CL A	110,849	26.150	2,898,701.350	
	COMERICA INC	31,637	30.000	949,110.000	
	NRG ENERGY, INC.	31,248	17.050	532,778.400	
	COMCAST CORP-CL A	320,840	27.250	8,742,890.000	
	CA INC	53,086	27.030	1,434,914.580	
	COMPUTER SCIENCES CORP	23,064	32.600	751,886.400	
	CONAGRA FOODS INC	66,889	26.760	1,789,949.640	
	CONSOLIDATED EDISON INC	47,195	57.970	2,735,894.150	
	SARA LEE CORP	90,891	20.250	1,840,542.750	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	38,217	57.310	2,190,216.270	
	MOLSON COORS BREWING CO	24,801	44.020	1,091,740.020	
	CORNING INC	249,781	13.480	3,367,047.880	
	DIRECTV	113,971	45.850	5,225,570.350	
	COVANCE INC	10,195	47.680	486,097.600	
	CREE INC	21,128	27.280	576,371.840	
	COVENTRY HEALTH CARE INC	28,393	32.730	929,302.890	
	SEALED AIR CORP	30,348	19.310	586,019.880	
	BROADCOM CORP-CL A	76,142	36.850	2,805,832.700	
	CUMMINS INC	29,309	121.500	3,561,043.500	
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	14,299	70.800	1,012,369.200	
	DR HORTON INC	39,483	14.560	574,872.480	
	DANAHER CORP	91,324	51.730	4,724,190.520	
	MOODY'S CORP	30,243	38.660	1,169,194.380	
	COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	48,164	70.745	3,407,362.180	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	TARGET CORP	100,689	52.270	5,263,014.030	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	9,386	62.950	590,848.700	
	DEERE & CO	66,793	89.050	5,947,916.650	
	DELL INC	254,732	18.040	4,595,365.280	
	MORGAN STANLEY	222,531	19.050	4,239,215.550	
	REPUBLIC SERVICES INC	53,213	30.160	1,604,904.080	
	DEVRY INC	12,485	38.080	475,428.800	
	THE WALT DISNEY CO	275,911	41.600	11,477,897.600	
	DOLLAR TREE INC	18,954	88.500	1,677,429.000	
	RR DONNELLEY & SONS CO	36,360	12.820	466,135.200	
	DOVER CORP	27,697	66.000	1,828,002.000	
	DOW CHEMICAL	190,281	33.600	6,393,441.600	
	OMNICOM GROUP	42,885	48.000	2,058,480.000	
	DTE ENERGY CO	28,132	53.390	1,501,967.480	
	DUKE ENERGY CORP	213,159	21.500	4,582,918.500	
	CROWN CASTLE INTERNATIONAL COR	42,768	49.420	2,113,594.560	
	FLOWERVE CORP	8,844	117.160	1,036,163.040	
	DARDEN RESTAURANTS INC	21,227	48.930	1,038,637.110	
	EBAY INC	186,649	32.960	6,151,951.040	
	EMC CORP/MASS	330,575	26.400	8,727,180.000	
	BANK OF AMERICA CORP	1,586,241	7.980	12,658,203.180	
	EL PASO CORP	120,489	27.190	3,276,095.910	
	CITIGROUP INC	458,290	32.080	14,701,943.200	
	EASTMAN CHEMICAL CO	23,682	54.140	1,282,143.480	
	EATON CORP	51,780	51.740	2,679,097.200	
	EATON VANCE CORP	11,913	27.680	329,751.840	
	DISH NETWORK CORP	30,117	28.360	854,118.120	
	ECOLAB INC	46,301	61.310	2,838,714.310	
	ELECTRONIC ARTS INC	52,870	17.660	933,684.200	
	SALESFORCE.COM INC	19,372	131.600	2,549,355.200	
	EMERSON ELECTRIC CO	119,595	51.620	6,173,493.900	
	ENTERGY CORP	27,589	67.740	1,868,878.860	
	EOG RESOURCES INC	42,985	113.750	4,889,543.750	
	EQUIFAX INC	15,777	42.850	676,044.450	
	EQT CORP	21,454	49.530	1,062,616.620	
	ESTEE LAUDER COS INC/THE	37,888	55.160	2,089,902.080	
	EXPEDITORS INTERNATIONAL	34,083	43.720	1,490,108.760	
	EXPRESS SCRIPTS INC	71,550	52.120	3,729,186.000	
	EXXON MOBIL CORP	768,734	84.670	65,088,707.780	
	FMC CORP	9,929	92.500	918,432.500	
	NEXTERA ENERGY INC	67,434	60.380	4,071,664.920	
	FAMILY DOLLAR STORES	18,264	57.090	1,042,691.760	
	ASSURANT INC	14,771	43.640	644,606.440	
	FASTENAL CO	45,490	51.240	2,330,907.600	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	FIFTH THIRD BANCORP	148,746	13.300	1,978,321.800	
	M&T BANK CORP	20,397	81.030	1,652,768.910	
	TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	18,192	41.600	756,787.200	
	FISERV INC	23,158	65.370	1,513,838.460	
	FLIR SYSTEMS INC	20,650	24.740	510,881.000	
	MACY'S INC	65,941	35.560	2,344,861.960	
	FORD MOTOR CO	552,345	12.480	6,893,265.600	
	FOREST LABORATORIES INC	40,759	31.630	1,289,207.170	
	FOSSIL INC	8,025	119.820	961,555.500	
	FRANKLIN RESOURCES INC	24,134	115.990	2,799,302.660	
	FREEMONT-MCMORAN COPPER&GOLD	148,121	42.960	6,363,278.160	
	GAP INC/THE	60,675	22.340	1,355,479.500	
	DENTSPLY INTERNATIONAL INC	22,388	38.610	864,400.680	
	GENERAL DYNAMICS CORP	49,345	70.160	3,462,045.200	
	GENERAL MILLS INC	105,604	39.800	4,203,039.200	
	GENUINE PARTS CO	24,938	64.700	1,613,488.600	
	GILEAD SCIENCES INC	124,643	54.555	6,799,898.860	
	STARWOOD HOTELS&RESORTS	31,505	55.290	1,741,911.450	
	GOODRICH CORP	19,092	125.830	2,402,346.360	
	GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	36,681	13.250	486,023.250	
	MCKESSON CORP	40,111	81.860	3,283,486.460	
	NVIDIA CORP	106,802	16.240	1,734,464.480	
	GENERAL ELECTRIC CO	1,674,890	18.940	31,722,416.600	
	VW GRAINGER INC	8,547	209.100	1,787,177.700	
	GREEN MOUNTAIN COFFEE ROASTE	22,545	67.320	1,517,729.400	
	LIFE TECHNOLOGIES CORP	23,927	49.850	1,192,760.950	
	NUANCE COMMUNICATIONS INC	41,880	28.000	1,172,640.000	
	HALLIBURTON CO	146,529	35.700	5,231,085.300	
	MONSTER BEVERAGE CORP	11,288	110.270	1,244,727.760	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	75,841	112.870	8,560,173.670	
	HARLEY-DAVIDSON INC	36,670	46.500	1,705,155.000	
	HARRIS CORP	21,855	42.460	927,963.300	
	CONSOL ENERGY INC	36,761	35.840	1,317,514.240	
	HASBRO INC	17,406	36.580	636,711.480	
	HENRY SCHEIN INC	13,991	73.150	1,023,441.650	
	DENBURY RESOURCES INC	68,370	19.460	1,330,480.200	
	HJ HEINZ CO	52,070	51.690	2,691,498.300	
	HELMERICH & PAYNE INC	15,984	59.090	944,494.560	
	HERSHEY FOODS CORP	25,491	60.620	1,545,264.420	
	HEWLETT-PACKARD CO	324,940	29.080	9,449,255.200	
	F5 NETWORKS INC	14,109	125.780	1,774,630.020	
	CROWN HOLDINGS INC NPR	20,737	36.990	767,061.630	
	REYNOLDS AMERICAN INC	53,831	40.380	2,173,695.780	
	SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	18,519	45.390	840,577.410	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	JUNIPER NETWORKS INC	85,477	22.570	1,929,215.890	
	HOLLYFRONTIER CORP	35,010	34.100	1,193,841.000	
	HOLOGIC INC	49,195	20.855	1,025,961.720	
	UNUM GROUP	49,083	22.530	1,105,839.990	
	HOME DEPOT INC	247,013	46.060	11,377,418.780	
	HORMEL FOODS CORP	24,530	28.930	709,652.900	
	HUDSON CITY BANCORP INC	86,651	6.880	596,158.880	
	CENTERPOINT ENERGY INC	69,448	18.630	1,293,816.240	
	HUMANA INC	25,341	88.600	2,245,212.600	
	JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	13,732	51.720	710,219.040	
	RED HAT INC	28,834	48.810	1,407,387.540	
	BIOGEN IDEC INC	36,831	119.700	4,408,670.700	
	ILLINOIS TOOL WORKS	70,431	55.970	3,942,023.070	
	INTUIT INC	44,821	56.770	2,544,488.170	
	INTEL CORP	828,563	26.780	22,188,917.140	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	13,144	56.400	741,321.600	
	INTL GAME TECH	44,449	15.130	672,513.370	
	INTERNATIONAL PAPER CO	67,397	33.050	2,227,470.850	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	88,192	10.700	943,654.400	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	19,580	45.990	900,484.200	
	JOHNSON & JOHNSON	433,650	64.610	28,018,126.500	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	63,376	19.810	1,255,478.560	
	JOHNSON CONTROLS INC	100,080	33.270	3,329,661.600	
	KLA-TENCOR CORP	24,993	49.600	1,239,652.800	
	DEVON ENERGY CORP	65,607	66.900	4,389,108.300	
	NSTAR	17,088	45.640	779,896.320	
	KELLOGG CO	38,305	50.300	1,926,741.500	
	KEYCORP	141,232	7.960	1,124,206.720	
	KIMBERLY-CLARK CORP	62,968	71.630	4,510,397.840	
	BLACKROCK INC/NEW YORK	14,451	191.520	2,767,655.520	
	KOHL'S CORP	40,351	50.900	2,053,865.900	
	KROGER CO	94,372	23.870	2,252,659.640	
	LSI CORP	89,888	8.480	762,250.240	
	LAM RESEARCH CORP	20,796	41.910	871,560.360	
	AKAMAI TECHNOLOGIES	33,115	38.480	1,274,265.200	
	LEGG MASON INC	22,970	27.060	621,568.200	
	LEGGETT & PLATT INC	19,896	21.470	427,167.120	
	LEUCADIA NATIONAL CORP	30,757	28.630	880,572.910	
	ELI LILLY & CO	165,226	38.490	6,359,548.740	
	LIMITED BRANDS	42,413	45.600	1,934,032.800	
	LINCOLN NATIONAL CORP	44,623	24.000	1,070,952.000	
	LINEAR TECH CORP	29,706	33.540	996,339.240	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	118,780	77.110	9,159,125.800	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	58,045	43.780	2,541,210.100	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	LOCKHEED MARTIN CORP	46,098	88.450	4,077,368.100	
	LOEWS CORP	51,052	38.150	1,947,633.800	
	RANGE RESOURCES CORP	23,850	63.250	1,508,512.500	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	19,286	45.030	868,448.580	
	LOWE'S COS INC	206,337	27.190	5,610,303.030	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	88,598	50.230	4,450,277.540	
	IRON MOUNTAIN INC	33,638	30.560	1,027,977.280	
	SCANA CORP	15,400	45.000	693,000.000	
	MDU RESOURCES GROUP INC	32,188	21.410	689,145.080	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	66,033	14.500	957,478.500	
	MCCORMICK & CO INC	19,813	50.320	996,990.160	
	MCDONALD'S CORPORATION	164,120	99.550	16,338,146.000	
	MCGRAW-HILL COMPANIES INC	45,478	45.500	2,069,249.000	
	MANPOWER INC	13,462	44.750	602,424.500	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	17,151	73.930	1,267,973.430	
	MARSH & MCLENNAN COS	85,095	31.890	2,713,679.550	
	ENERGIZER HOLDINGS INC	11,343	76.760	870,688.680	
	MASCO CORP	58,195	11.630	676,807.850	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	5,102	88.360	450,812.720	
	MATTEL INC	56,682	32.495	1,841,881.590	
	METLIFE INC	170,890	37.320	6,377,614.800	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	52,075	27.490	1,431,541.750	
	MEDTRONIC INC	169,366	39.530	6,695,037.980	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	85,641	12.480	1,068,799.680	
	CVS CAREMARK CORP	217,764	43.380	9,446,602.320	
	MERCK & CO. INC.	487,173	38.210	18,614,880.330	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	15,651	89.200	1,396,069.200	
	MICROSOFT CORP	1,190,444	30.250	36,010,931.000	
	MICRON TECH INC	164,842	8.340	1,374,782.280	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	26,818	36.940	990,656.920	
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	77,055	16.000	1,232,880.000	
	3M CO	108,342	87.990	9,533,012.580	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	8,958	66.740	597,856.920	
	PROGRESS ENERGY INC	50,830	54.760	2,783,450.800	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	48,368	47.700	2,307,153.600	
	KANSAS CITY SOUTHERN	16,023	69.600	1,115,200.800	
	MURPHY OIL CORPORATION	30,207	61.750	1,865,282.250	
	MYLAN LABORATORIES	60,562	23.240	1,407,460.880	
	ILLUMINA INC	20,615	54.340	1,120,219.100	
	XCEL ENERGY INC	76,360	26.400	2,015,904.000	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	69,693	83.930	5,849,333.490	
	NETAPP INC	56,606	39.120	2,214,426.720	
	SEARS HOLDINGS CORP	6,881	48.770	335,586.370	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	20,264	39.430	799,009.520	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	NEWELL RUBBERMAID INC	50,723	18.910	959,171.930	
	DUN & BRADSTREET CORP	8,370	78.310	655,454.700	
	NEWMONT MINING CORP	79,243	58.770	4,657,111.110	
	NIKE INC-CL B	58,194	106.630	6,205,226.220	
	NOBLE ENERGY INC	29,400	103.990	3,057,306.000	
	NORDSTROM INC	26,726	50.670	1,354,206.420	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	56,818	70.400	3,999,987.200	
	NORTHEAST UTILITIES	29,133	34.900	1,016,741.700	
	NISOURCE INC	44,250	22.870	1,011,997.500	
	COACH INC	45,740	75.820	3,468,006.800	
	NORTHERN TRUST CORP	31,465	43.410	1,365,895.650	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	41,587	60.210	2,503,953.270	
	WELLS FARGO & CO	792,899	30.420	24,119,987.580	
	NUCOR CORP	49,784	43.370	2,159,132.080	
	MONSANTO CO	85,459	76.940	6,575,215.460	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	71,313	47.980	3,421,597.740	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	127,777	104.000	13,288,808.000	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	22,143	84.000	1,860,012.000	
	OMNICARE INC	18,060	33.260	600,675.600	
	ORACLE CORP	637,175	28.240	17,993,822.000	
	OWENS-ILLINOIS INC	23,621	24.010	567,140.210	
	PACCAR INC	52,618	43.420	2,284,673.560	
	PALL CORP	19,300	64.120	1,237,516.000	
	EXELON CORP	102,041	39.030	3,982,660.230	
	PARKER HANNIFIN CORP	26,410	88.980	2,349,961.800	
	PATTERSON COS INC	12,490	32.440	405,175.600	
	PAYCHEX INC	46,374	31.220	1,447,796.280	
	JC PENNEY CO INC HOLDING CO	25,588	42.370	1,084,163.560	
	PPL CORPORATION	90,174	27.850	2,511,345.900	
	PEPSICO INC	249,604	63.520	15,854,846.080	
	PENTAIR INC	14,352	38.830	557,288.160	
	PERRIGO CO	13,145	94.730	1,245,225.850	
	PFIZER INC	1,234,363	21.330	26,328,962.790	
	CONOCOPHILLIPS	206,723	73.600	15,214,812.800	
	PETSMART INC	18,380	55.230	1,015,127.400	
	PG&E CORP	62,245	41.540	2,585,657.300	
	PITNEY BOWES INC	24,423	18.510	452,069.730	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	17,254	110.790	1,911,570.660	
	ALTRIA GROUP INC	336,357	29.270	9,845,169.390	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	84,364	59.560	5,024,719.840	
	AETNA INC	56,047	47.270	2,649,341.690	
	FLUOR CORP (NEW)	26,148	60.810	1,590,059.880	
	PPG INDUSTRIES INC	25,285	90.520	2,288,798.200	
	PRAXAIR INC	47,744	107.270	5,121,498.880	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	PRECISION CASTPARTS CORP	22,805	170.260	3,882,779.300	
	COSTCO WHOLESALE CORP	69,155	84.100	5,815,935.500	
	T ROWE PRICE GROUP INC	40,535	59.950	2,430,073.250	
	QUEST DIAGNOSTICS	24,069	57.490	1,383,726.810	
	PROCTER & GAMBLE CO	433,519	64.480	27,953,305.120	
	PROGRESSIVE CORP	97,111	21.770	2,114,106.470	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	79,277	30.780	2,440,146.060	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP INC	70,124	12.320	863,927.680	
	QUALCOMM INC	262,984	61.710	16,228,742.640	
	US BANCORP	311,086	29.000	9,021,494.000	
	RALCORP HOLDINGS INC	9,036	74.550	673,633.800	
	ROSS STORES INC	38,750	51.900	2,011,125.000	
	ROCK-TENN COMPANY -CL A	10,158	68.930	700,190.940	
	ROPER INDUSTRIES INC	16,209	94.210	1,527,049.890	
	ROWAN COS INC	21,239	37.720	801,135.080	
	PEABODY ENERGY CORP	41,483	34.670	1,438,215.610	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	23,328	79.790	1,861,341.120	
	RAYTHEON COMPANY	55,910	50.360	2,815,627.600	
	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	17,016	79.250	1,348,518.000	
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	8,505	120.230	1,022,556.150	
	FMC TECHNOLOGIES INC	36,804	53.770	1,978,951.080	
	KRAFT FOODS INC-A	268,447	38.500	10,335,209.500	
	SANDISK CORP	38,624	46.995	1,815,134.880	
	SAFEWAY INC	56,305	22.150	1,247,155.750	
	ROCKWELL COLLINS INC	23,945	59.610	1,427,361.450	
	ST JUDE MEDICAL INC	49,860	43.640	2,175,890.400	
	THE TRAVELERS COMPANIES INC	68,088	59.160	4,028,086.080	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	34,060	31.040	1,057,222.400	
	PRICELINE.COM INC	7,926	576.940	4,572,826.440	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	165,176	12.340	2,038,271.840	
	JOY GLOBAL INC	16,611	85.450	1,419,409.950	
	ZIMMER HOLDINGS INC	30,008	61.790	1,854,194.320	
	SPX CORP	7,436	75.010	557,774.360	
	SEI INVESTMENTS CO	15,882	19.430	308,587.260	
	WELLPOINT INC	55,584	65.690	3,651,312.960	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	44,825	37.550	1,683,178.750	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	48,798	26.420	1,289,243.160	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	15,042	99.800	1,501,191.600	
	SUPERIOR ENERGY SERVICES INC	24,554	28.540	700,771.160	
	SIGMA-ALDRICH	20,592	70.320	1,448,029.440	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	74,340	59.410	4,416,539.400	
	ADVANCE AUTO PARTS	12,466	79.770	994,412.820	
	UNITED STATES STEEL CORP	20,827	28.000	583,156.000	
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	55,432	33.700	1,868,058.400	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	EDISON INTERNATIONAL	46,526	40.800	1,898,260.800	
	SOUTHERN CO	139,276	44.540	6,203,353.040	
	BB&T CORP	102,369	29.600	3,030,122.400	
	SOUTHWEST AIRLINES	17,528	9.590	168,093.520	
	AT&T INC	938,099	30.070	28,208,636.930	
	CHEVRON CORP	316,981	106.490	33,755,306.690	
	MEADWESTVACO CORP	27,873	30.030	837,026.190	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	24,464	75.700	1,851,924.800	
	STAPLES INC	107,183	14.900	1,597,026.700	
	STATE STREET CORP	82,469	39.460	3,254,226.740	
	STARBUCKS CORP	116,933	49.120	5,743,748.960	
	STRYKER CORP	44,084	53.520	2,359,375.680	
	NETFLIX INC	7,832	123.070	963,884.240	
	SUNOCO INC	17,700	39.450	698,265.000	
	STERICYCLE INC	12,270	87.940	1,079,023.800	
	SUNTRUST BANKS INC	80,614	21.670	1,746,905.380	
	SYMANTEC CORP	108,592	17.920	1,945,968.640	
	SYNOPSIS INC	22,281	30.370	676,673.970	
	SYSCO CORP	92,867	29.300	2,721,003.100	
	INTUITIVE SURGICAL INC	5,872	510.400	2,997,068.800	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	185,622	33.220	6,166,362.840	
	TEXTRON INC	42,770	27.980	1,196,704.600	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	59,991	55.850	3,350,497.350	
	TIFFANY & CO	19,250	65.570	1,262,222.500	
	TOLL BROTHERS INC	20,812	23.710	493,452.520	
	TORCHMARK CORP	13,057	48.100	628,041.700	
	TOTAL SYSTEM SERVICES INC	24,367	21.550	525,108.850	
	DAVITA INC	13,301	84.750	1,127,259.750	
	TYSON FOODS INC	47,556	18.920	899,759.520	
	URS CORP	10,094	43.330	437,373.020	
	MARATHON OIL CORP	110,823	32.970	3,653,834.310	
	UNION PACIFIC CORP	76,627	113.170	8,671,877.590	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	136,904	84.640	11,587,554.560	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	169,243	54.460	9,216,973.780	
	SPRINT NEXTEL CORP	516,213	2.310	1,192,452.030	
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	18,206	65.770	1,197,408.620	
	VF CORP	12,611	143.630	1,811,317.930	
	CBS CORP	100,965	29.790	3,007,747.350	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	35,939	36.130	1,298,476.070	
	VULCAN MATERIALS CO	20,011	47.140	943,318.540	
	URBAN OUTFITTERS INC	19,027	27.175	517,058.720	
	WALGREEN CO	146,465	34.630	5,072,082.950	
	WAL-MART STORES INC	300,767	62.220	18,713,722.740	
	WASTE MANAGEMENT INC	64,451	35.440	2,284,143.440	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	WATERS CORP	12,959	88.510	1,147,001.090	
	WASHINGTON POST	998	383.750	382,982.500	
	WATSON PHARMACEUTICALS INC	24,662	60.070	1,481,446.340	
	JM SMUCKER CO/THE-NEW	18,084	79.420	1,436,231.280	
	WALTER INDUSTRIES INC	10,524	67.200	707,212.800	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	59,765	62.900	3,759,218.500	
	WESTERN DIGITAL CORP	34,785	39.140	1,361,484.900	
	WEYERHAEUSER CO	88,971	19.980	1,777,640.580	
	WHIRLPOOL CORP	11,190	72.070	806,463.300	
	WYNN RESORTS LTD	12,936	111.160	1,437,965.760	
	WHOLE FOODS MARKET INC	21,819	80.990	1,767,120.810	
	NASDAQ STOCK MARKET INC	18,704	26.360	493,037.440	
	CME GROUP INC	9,764	290.000	2,831,560.000	
	WILLIAMS COS INC	90,353	29.180	2,636,500.540	
	PEPCO HOLDINGS INC	36,572	19.810	724,491.320	
	ALLIANT ENERGY CORP	17,827	42.730	761,747.710	
	WISCONSIN ENERGY CORP	35,977	34.320	1,234,730.640	
	PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	23,108	43.100	995,954.800	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	12,983	53.680	696,927.440	
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	40,324	17.300	697,605.200	
	CARMAX INC	38,348	29.720	1,139,702.560	
	XEROX CORP	205,853	8.370	1,722,989.610	
	XILINX INC	36,827	36.530	1,345,290.310	
	YAHOO! INC	185,952	15.365	2,857,152.480	
	CIMAREX ENERGY CO	12,720	68.780	874,881.600	
	TJX COMPANIES INC	125,622	34.490	4,332,702.780	
	HOSPIRA INC	25,220	36.300	915,486.000	
	GENWORTH FINANCIAL INC	73,428	8.880	652,040.640	
	CBRE GROUP INC	50,310	18.300	920,673.000	
	LIBERTY GLOBAL INC	17,272	49.050	847,191.600	
	REGIONS FINANCIAL CORP	180,755	5.650	1,021,265.750	
	GOOGLE INC	40,088	609.760	24,444,058.880	
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	48,345	9.990	482,966.550	
	LAS VEGAS SANDS CORP	56,529	51.750	2,925,375.750	
	MOSAIC CO/THE	49,222	54.920	2,703,272.240	
	NEWS CORP CLASS B	72,381	19.910	1,441,105.710	
	NEWS CORP INC CLASS A	294,557	19.150	5,640,766.550	
	DOLBY LABORATORIES INC-CL A	11,212	37.360	418,880.320	
	CELANESE CORP	24,956	50.440	1,258,780.640	
	WINDSTREAM CORP	100,523	12.460	1,252,516.580	
	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	37,286	19.950	743,855.700	
	IHS INC-CLASS A	8,495	90.560	769,307.200	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	17,131	45.200	774,321.200	
	EXPEDIA INC	14,880	33.920	504,729.600	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	11,523	177.900	2,049,941.700	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	35,319	55.320	1,953,847.080	
	LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	27,877	46.820	1,305,201.140	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	32,655	17.520	572,115.600	
	GAMESTOP CORP. - CL. A	23,332	22.980	536,169.360	
	INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	13,552	133.680	1,811,631.360	
	VIACOM INC-CLASS B	84,583	49.040	4,147,950.320	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	4,315	378.940	1,635,126.100	
	UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC	17,227	23.570	406,040.390	
	NYSE EURONEXT	43,767	29.460	1,289,375.820	
	VIRGIN MEDIA INC	47,938	25.930	1,243,032.340	
	MASTERCARD INC	17,030	395.550	6,736,216.500	
	LIBERTY INTERACTIVE CORP	92,772	18.260	1,694,016.720	
	WESTERN UNION CO	102,998	17.680	1,821,004.640	
	SAIC INC	52,491	12.610	661,911.510	
	KBR INC	23,562	33.100	779,902.200	
	HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	37,702	14.720	554,973.440	
	FIRST SOLAR INC	11,035	39.210	432,682.350	
	SPECTRA ENERGY CORP	100,338	30.990	3,109,474.620	
	TIME WARNER CABLE INC	53,147	75.920	4,034,920.240	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL INC	59,253	12.575	745,106.470	
	DELTA AIR LINES INC	41,454	10.940	453,506.760	
	CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	6,159	81.990	504,976.410	
	DISCOVER FINANCIAL	85,015	28.480	2,421,227.200	
	CONCHO RESOURCES INC/MIDLAND TX	14,891	112.680	1,677,917.880	
	LULULEMON ATHLETICA INC	16,598	65.340	1,084,513.320	
	VMWARE INC	12,728	97.510	1,241,107.280	
	TERADATA CORP	26,391	62.160	1,640,464.560	
	CALPINE CORP NPR	39,169	15.440	604,769.360	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL-W/I	277,132	81.650	22,627,827.800	
	VISA INC	83,874	115.240	9,665,639.760	
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	31,837	39.110	1,245,145.070	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	28,725	33.980	976,075.500	
	LORILLARD INC	23,305	122.740	2,860,455.700	
	SCRIPPS NETWORKS INTERAC-W/I	11,070	43.240	478,666.800	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	22,552	41.460	935,005.920	
	MARATHON PETROLEUM CORP	60,615	44.020	2,668,272.300	
	CAREFUSION CORP	34,028	25.760	876,561.280	
	KINDER MORGAN INC/DELAWARE	22,125	32.310	714,858.750	
	XYLEM INC	31,066	26.920	836,296.720	
	HCA HOLDINGS INC	33,601	25.090	843,049.090	
	MOTOROLA MOBILITY HOLDINGS INC	48,273	39.680	1,915,472.640	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	VERISK ANALYTICS INC	17,977	40.650	730,765.050	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	33,053	75.940	2,510,044.820	
	CIT GROUP INC	30,698	41.220	1,265,371.560	
	DOLLAR GENERAL CORP	20,592	42.490	874,954.080	
	QEP RESOURCES INC	25,069	31.000	777,139.000	
	LIBERTY MEDIA CORP - LIBERTY CAPITAL	12,979	85.590	1,110,872.610	
	GENERAL MOTORS CO	116,861	25.400	2,968,269.400	
	POST HOLDINGS INC	4,518	29.700	134,184.600	
米ドル小計	銘柄数 : 566	48,933,222		1,972,416,662.220	
	組入時価比率 : 55.12%			(154,893,880,484)	
	合計時価比率 : 56.54%				
英ポンド	XSTRATA PLC	332,865	11.840	3,941,121.600	
	AMEC PLC	62,610	11.000	688,710.000	
	ANTOFAGASTA PLC	58,006	13.370	775,540.220	
	SEVERN TRENT PLC	38,266	15.410	589,679.060	
	BHP BILLITON PLC	330,144	20.720	6,840,583.680	
	BARCLAYS PLC	1,799,408	2.349	4,226,809.390	
	BALFOUR BEATTY PLC	141,722	2.823	400,081.200	
	BT GROUP PLC	1,193,348	2.147	2,562,118.150	
	BRITISH SKY BROADCASTING PLC	192,735	6.985	1,346,253.970	
	AGGREKO PLC	36,191	21.870	791,497.170	
	TULLOW OIL PLC	140,954	15.260	2,150,958.040	
	BUNZL PLC	38,195	9.105	347,765.470	
	CAPITA PLC	102,099	6.480	661,601.520	
	AVIVA PLC	441,178	3.616	1,595,299.640	
	DIAGEO PLC	398,398	15.095	6,013,817.810	
	SCHRODERS PLC	22,293	15.680	349,554.240	
	NATIONAL GRID PLC	559,198	6.415	3,587,255.170	
	LONMIN	24,209	10.170	246,205.530	
	GKN PLC	203,239	2.188	444,686.930	
	KINGFISHER PLC	332,300	2.710	900,533.000	
	BAE SYSTEMS PLC	506,678	3.294	1,668,997.330	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	309,683	31.470	9,745,724.010	
	MAN GROUP PLC	309,687	1.323	409,715.900	
	COBHAM PLC	215,276	1.923	413,975.740	
	NEXT PLC	28,133	27.570	775,626.810	
	REXAM PLC	138,079	3.768	520,281.670	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	161,212	24.730	3,986,772.760	
	JOHNSON MATTHEY PLC	30,474	23.060	702,730.440	
	SABMILLER PLC	152,390	25.580	3,898,136.200	
	ANGLO AMERICAN PLC	206,278	27.720	5,718,026.160	
	COMPASS GROUP PLC	297,929	6.345	1,890,359.500	
	HSBC HOLDINGS PLC	2,814,047	5.615	15,800,873.900	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	911,820	1.193	1,087,801.260	
	ARM HOLDINGS PLC	215,348	5.825	1,254,402.100	
	CENTRICA PLC	793,221	2.920	2,316,205.320	
	UNILEVER PLC	198,778	20.800	4,134,582.400	
	MEGGITT PLC	151,642	3.723	564,563.160	
	MORRISON <WM.> SUPERMARKETS	359,061	2.913	1,045,944.690	
	INTL POWER PLC	244,870	3.349	820,069.630	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	105,557	6.050	638,619.850	
	RSA INSURANCE GROUP PLC GRP	442,155	1.114	492,560.670	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	56,767	12.100	686,880.700	
	PEARSON PLC	125,455	12.060	1,512,987.300	
	PRUDENTIAL PLC	406,510	7.180	2,918,741.800	
	RIO TINTO PLC	218,875	37.275	8,158,565.620	
	VODAFONE GROUP PLC	8,030,030	1.739	13,964,222.170	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	97,980	35.360	3,464,572.800	
	REED ELSEVIER PLC	180,949	5.365	970,791.380	
	OLD MUTUAL PLC	836,251	1.576	1,317,931.570	
	ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	293,028	7.795	2,284,153.260	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	3,068,711	0.266	816,277.120	
	SSE PLC	153,744	12.810	1,969,460.640	
	SERCO GROUP PLC	72,250	5.345	386,176.250	
	BP PLC	2,988,566	4.948	14,787,424.560	
	SAGE GROUP PLC(THE)	220,158	2.997	659,813.520	
	INVENSYS PLC	163,653	2.115	346,126.090	
	SMITHS GROUP PLC	59,731	10.530	628,967.430	
	STANDARD CHARTERED PLC	371,798	15.855	5,894,857.290	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	6,572,100	0.342	2,247,658.200	
	TATE & LYLE PLC	87,522	6.955	608,715.510	
	BG GROUP PLC	531,856	14.670	7,802,327.520	
	TESCO PLC	1,284,831	3.141	4,035,654.170	
	3I GROUP PLC	187,027	1.927	360,401.020	
	SMITH & NEPHEW PLC	149,006	6.350	946,188.100	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	799,241	14.400	11,509,070.400	
	WEIR GROUP	34,823	19.600	682,530.800	
	LONDON STOCK EXCHANGE PLC	29,945	9.420	282,081.900	
	BABCOCK INT'L GROUP	60,664	7.460	452,553.440	
	ASTRAZENECA PLC	210,645	30.175	6,356,212.870	
	WHITBREAD PLC	22,710	17.250	391,747.500	
	CARNIVAL PLC	30,375	19.140	581,377.500	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	228,941	3.444	788,472.800	
	INTERTEK GROUP PLC	28,006	22.300	624,533.800	
	BURBERRY GROUP PLC	65,105	14.230	926,444.150	
	INVESTEC PLC	74,705	3.890	290,602.450	
	INTERCONTINENTAL HOTELS	49,316	13.720	676,615.520	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	VEDANTA RESOURCES PLC	24,021	12.510	300,502.710	
	ICAP PLC	87,128	3.661	318,975.600	
	ITV PLC	657,334	0.785	516,007.190	
	SAINSBURY (J) PLC	190,870	2.899	553,332.130	
	G4S PLC	231,452	2.835	656,166.420	
	ADMIRAL GROUP PLC	44,675	9.680	432,454.000	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	569,445	23.315	13,276,610.170	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	425,650	23.615	10,051,724.750	
	INMARSAT PLC	80,402	4.619	371,376.830	
	KAZAKHMYS PLC	34,134	11.210	382,642.140	
	STANDARD LIFE PLC	325,057	2.288	743,730.410	
	EXPERIAN PLC	162,080	9.395	1,522,741.600	
	TUI TRAVEL PLC	100,036	2.053	205,373.900	
	EURASIAN NATURAL RESOURCES CORP	46,617	7.095	330,747.610	
	FRESNILLO PLC NPR	33,218	17.840	592,609.120	
	RESOLUTION LTD	265,877	2.690	715,209.130	
	SHIRE PLC	89,740	22.670	2,034,405.800	
	WPP PLC	189,654	7.990	1,515,335.460	
	WOLSELEY PLC	43,144	23.200	1,000,940.800	
	RANDGOLD RESOURCES LTD NPR	14,969	71.550	1,071,031.950	
	PETROFAC LTD	43,902	15.400	676,090.800	
	GLENCORE INTERNATIONAL PLC	141,303	4.235	598,418.200	
英ポンド小計	銘柄数 : 98	46,631,658		234,543,605.160	
	組入時価比率 : 10.28%			(28,893,426,720)	
	合計時価比率 : 10.55%				
カナダドル	AGNICO-EAGLE MINES LTD	27,787	33.850	940,589.950	
	ALIMENTATION COUCHE TARD INC	24,971	30.150	752,875.650	
	BARRICK GOLD CORP	159,936	47.640	7,619,351.040	
	TMX GROUP INC	14,916	41.500	619,014.000	
	TALISMAN ENERGY INC	167,312	12.520	2,094,746.240	
	BANK OF MONTREAL	102,997	58.270	6,001,635.190	
	BANK OF NOVA SCOTIA	173,004	52.710	9,119,040.840	
	NATIONAL BANK OF CANADA	25,510	76.520	1,952,025.200	
	BCE INC	37,724	39.400	1,486,325.600	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT	83,934	31.100	2,610,347.400	
	VALEANT PHARMACEUTICALS INTERN	43,944	48.480	2,130,405.120	
	BOMBARDIER INC 'B'	240,632	4.710	1,133,376.720	
	SAPUTO INC	23,636	41.540	981,839.440	
	RESEARCH IN MOTION LTD	79,152	14.550	1,151,661.600	
	CGI GROUP INC	29,163	20.680	603,090.840	
	CAE INC	53,145	10.630	564,931.350	
	CAMECO CORP	57,534	22.300	1,283,008.200	
	ROGERS COMM-CL B	65,502	37.760	2,473,355.520	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	62,175	76.910	4,781,879.250	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	170,957	36.360	6,215,996.520	
	NEXEN INC	86,198	18.660	1,608,454.680	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	12,753	65.850	839,785.050	
	CANADIAN UTILITIES LTD	13,725	61.870	849,165.750	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	72,527	78.250	5,675,237.750	
	AGRIUM INC	22,588	81.330	1,837,082.040	
	YAMANA GOLD INC	115,290	16.090	1,855,016.100	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	23,729	24.240	575,190.960	
	OPEN TEXT CORP	9,281	61.980	575,236.380	
	ELDORADO GOLD CORP	89,925	13.020	1,170,823.500	
	OSISKO MINING CORP	52,038	11.870	617,691.060	
	EMPIRE CO LTD	6,539	56.070	366,641.730	
	KINROSS GOLD CORP	173,556	10.350	1,796,304.600	
	FINNING INTERNATIONAL INC	30,080	27.040	813,363.200	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS INC	17,487	24.260	424,234.620	
	FORTIS INC	29,702	32.990	979,868.980	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	70,329	22.180	1,559,897.220	
	TELUS CORP-NON VOTE	30,535	54.000	1,648,890.000	
	GREAT WEST LIFECO INC	50,480	22.550	1,138,324.000	
	IAMGOLD CORP	65,070	16.230	1,056,086.100	
	IMPERIAL OIL LTD	44,159	47.660	2,104,617.940	
	ENBRIDGE INC	118,128	39.100	4,618,804.800	
	IGM FINANCIAL INC	19,774	45.390	897,541.860	
	IVANHOE MINES LTD/CA	49,079	16.350	802,441.650	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	268,208	11.870	3,183,628.960	
	LOBLAW CO LTD	17,526	36.100	632,688.600	
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	42,573	26.120	1,112,006.760	
	INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANCE AND FINANCIAL SERVICES INC	18,285	25.690	469,741.650	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	36,714	42.720	1,568,422.080	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	83,291	20.860	1,737,450.260	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,579	418.310	1,497,131.490	
	INMET MINING CORPORATION	10,004	63.750	637,755.000	
	METRO INC	13,859	51.490	713,599.910	
	HUSKY ENERGY INC	57,774	25.490	1,472,659.260	
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	35,557	46.410	1,650,200.370	
	NIKO RESOURCES LTD	9,961	43.030	428,621.830	
	ONEX CORP	17,569	36.340	638,457.460	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	21,311	23.640	503,792.040	
	GOLDCORP INC	122,852	45.430	5,581,166.360	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	137,099	44.450	6,094,050.550	
	POWER CORP OF CANADA	48,941	24.700	1,208,842.700	
	POWER FINANCIAL CORP	43,517	26.990	1,174,523.830	
	ROYAL BANK OF CANADA	226,407	53.650	12,146,735.550	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	SNC-LAVALIN GROUP INC	20,986	50.150	1,052,447.900	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	24,563	74.680	1,834,364.840	
	SHAW COMM INC-B	56,820	19.670	1,117,649.400	
	SINO-FOREST CORP	38,862	4.810	186,926.220	
	SHOPPERS DRUG MART CORP	34,176	40.500	1,384,128.000	
	NEW GOLD INC	62,801	11.230	705,255.230	
	SUNCOR ENERGY INC	250,475	33.730	8,448,521.750	
	ENCANA CORP	112,909	19.300	2,179,143.700	
	TECK RESOURCES LTD-CL B	91,181	38.970	3,553,323.570	
	THOMSON REUTERS CORP	62,106	26.950	1,673,756.700	
	TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	140,328	78.340	10,993,295.520	
	TRANSCANADA CORP	113,590	42.150	4,787,818.500	
	TRANSALTA CORP	34,014	20.400	693,885.600	
	WESTON (GEORGE) LTD	7,627	63.990	488,051.730	
	CENTERRA GOLD INC	34,094	19.870	677,447.780	
	PROGRESS ENERGY RESOURCES CORP	34,783	10.320	358,960.560	
	INTACT FINANCIAL CORP	19,650	59.960	1,178,214.000	
	SILVER WHEATON CORP	50,604	35.160	1,779,236.640	
	VITERRA INC NPR	46,498	10.250	476,604.500	
	PRECISION DRILLING CORP	49,510	11.150	552,036.500	
	BELL ALIANT INC	14,926	26.960	402,404.960	
	FRANCO-NEVADA CORP NPR	19,093	43.550	831,500.150	
	CI FINANCIAL CORP	26,281	21.850	574,239.850	
	TOURMALINE OIL CORP	15,696	24.600	386,121.600	
	PEMBINA PIPELINE CORP	31,058	28.470	884,221.260	
	TIM HORTONS INC	22,995	49.000	1,126,755.000	
	BAYTEX ENERGY CORP	18,200	55.600	1,011,920.000	
	MEG ENERGY CORP	17,794	42.700	759,803.800	
	ATHABASCA OIL SANDS CORP	60,247	12.050	725,976.350	
	CENOVUS ENERGY INC W/I	118,611	38.600	4,578,384.600	
	ENERPLUS CORP	28,113	23.550	662,061.150	
	VERMILION ENERGY INC	10,515	46.010	483,795.150	
	PENN WEST PETROLEUM LTD	74,986	21.440	1,607,699.840	
	ARC RESOURCES LTD	42,391	24.120	1,022,470.920	
	CANADIAN OIL SANDS LTD	76,612	22.350	1,712,278.200	
	BONAVISTA ENERGY CORP	22,644	22.200	502,696.800	
	PENGROWTH ENERGY CORP	55,901	9.950	556,214.950	
カナダドル小計	銘柄数 : 99	6,003,570		192,727,283.520	
	組入時価比率 : 5.39%			(15,138,728,120)	
	合計時価比率 : 5.53%				
スイスフラン	GAM HOLDING LTD	38,728	12.450	482,163.600	
	CREDIT SUISSE GROUP AG	181,466	23.520	4,268,080.320	
	SYNGENTA AG	14,963	289.800	4,336,277.400	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	NESTLE SA-REGISTERED	520,668	54.250	28,246,239.000	
	CIE FINANC RICHEMONT-A	83,325	53.350	4,445,388.750	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	110,723	162.200	17,959,270.600	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	8,515	107.000	911,105.000	
	SIKA INHABER	363	1,948.000	707,124.000	
	SGS SOC GEN SURVEILLANCE HLD	861	1,712.000	1,474,032.000	
	SULZER AG-REG	4,948	119.000	588,812.000	
	NOVARTIS AG-REG SHS	368,120	51.800	19,068,616.000	
	BALOISE HOLDING AG -R	8,984	73.500	660,324.000	
	BARRY CALLEBAUT AG	390	876.500	341,835.000	
	SWISSCOM AG-REG	3,255	367.600	1,196,538.000	
	ABB LTD	350,365	19.700	6,902,190.500	
	ADECCO SA-REG	19,348	45.870	887,492.760	
	GEBERIT AG	4,882	194.700	950,525.400	
	LONZA GROUP AG-REG	9,112	49.630	452,228.560	
	LINDT & SPRUENGLI PART	81	2,738.000	221,778.000	
	LINDT & SPRUENGLI NAMEN	20	31,800.000	636,000.000	
	UBS AG-REGISTERED	578,179	12.900	7,458,509.100	
	GIVAUDAN-REG	1,382	883.500	1,220,997.000	
	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	23,106	234.000	5,406,804.000	
	HOLCIM LTD-REG	37,527	55.750	2,092,130.250	
	ACTELION	19,725	33.370	658,223.250	
	SONOVA HOLDING AG	8,743	102.100	892,660.300	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG	6,380	122.500	781,550.000	
	STRAUMANN HOLDING AG	2,017	161.100	324,938.700	
	THE SWATCH GROUP AG-B	5,734	401.200	2,300,480.800	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	904	69.800	63,099.200	
	SCHINDLER NAMEN	3,701	107.400	397,487.400	
	SWISS LIFE HOLDING AG	3,553	100.000	355,300.000	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,737	170.000	465,290.000	
	ARYZTA AG	13,689	43.650	597,524.850	
	JULIUS BAER GROUP LTD	30,873	37.500	1,157,737.500	
	SWISS RE LTD	56,205	53.100	2,984,485.500	
	TRANSOCEAN LTD	54,450	44.030	2,397,433.500	
	SYNTHES INC	9,702	157.600	1,529,035.200	
スイスフラン 小計	銘柄数 : 38	2,587,724		125,819,707.440	
	組入時価比率 : 3.82%			(10,733,679,242)	
	合計時価比率 : 3.92%				
スウェーデン クローネ	MILLICOM INTERNATIONAL CELLULAR SA	13,005	718.500	9,344,092.500	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	103,057	164.900	16,994,099.300	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	64,097	146.300	9,377,391.100	
	ERICSSON LM-B SHS	465,092	64.100	29,812,397.200	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	GETINGE AB-B SHS	31,964	191.000	6,105,124.000	
	SKF AB-B SHS	55,959	164.300	9,194,063.700	
	SANDVIK AB	161,874	101.300	16,397,836.200	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	214,074	48.030	10,281,974.220	
	SKANSKA AB-B SHS	58,507	119.000	6,962,333.000	
	SWEDBANK AB	125,939	106.500	13,412,503.500	
	SSAB AB-A	32,561	66.350	2,160,422.350	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	75,229	114.300	8,598,674.700	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	75,081	212.700	15,969,728.700	
	VOLVO AB-B SHS	214,370	93.200	19,979,284.000	
	HOLMEN AB-B SHS	13,305	188.000	2,501,340.000	
	SCANIA AB	49,676	117.700	5,846,865.200	
	SWEDISH MATCH AB	30,526	243.500	7,433,081.000	
	TELE2 AB-B SHS	49,717	126.700	6,299,143.900	
	MODERN TIMES GROUP-B SHS	9,101	322.900	2,938,712.900	
	NORDEA AB	407,758	60.950	24,852,850.100	
	INDUSTRIVARDEN C	26,391	99.750	2,632,502.250	
	ELECTROLUX AB-SER B	38,584	139.200	5,370,892.800	
	SECURITAS AB-B SHS	53,055	58.800	3,119,634.000	
	INVESTOR AB-B SHS	81,125	142.100	11,527,862.500	
	HENNES&MAURITZ AB-B SHS	162,271	232.800	37,776,688.800	
	ASSA ABLOY AB-B	43,425	195.400	8,485,245.000	
	TELIASONERA AB	311,185	46.460	14,457,655.100	
	LUNDIN PETROLEUM AB	40,808	156.900	6,402,775.200	
	BOLIDEN AB	44,557	116.800	5,204,257.600	
	ALFA LAVAL AB	45,040	131.100	5,904,744.000	
	KINNEVIK INVESTMENT B	33,473	139.800	4,679,525.400	
	HUSQVARNA AB-B SHS	91,308	37.220	3,398,483.760	
	RATOS AB	34,246	88.000	3,013,648.000	
	HEXAGON AB	45,953	130.400	5,992,271.200	
スウェーデン クローネ小計	銘柄数 : 34	3,302,313		342,428,103.180	
	組入時価比率 : 1.43%			(4,023,530,212)	
	合計時価比率 : 1.47%				
ユーロ	TELEKOM AUSTRIA AG	59,022	8.730	515,262.060	
	OMV AG	24,898	26.745	665,897.010	
	VERBUND AG	15,466	22.000	340,252.000	
	VOEST-ALPINE AG	17,613	25.635	451,509.250	
	ERSTE GROUP BANK AG	33,508	18.335	614,369.180	
	IMMOFINANZ AG	152,609	2.661	406,092.540	
	RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	9,099	26.495	241,078.000	
	UMICORE	18,212	36.880	671,658.560	
	DELHAIZE GROUP	12,505	42.260	528,461.300	
	KBC BANKVERZEKERINGSHOLDING	27,003	17.045	460,266.130	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	128,599	49.250	6,333,500.750	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV VVPR	39,408	0.001	39.400	
	SOLVAY SA	8,874	78.810	699,359.940	
	MOBISTAR SA	5,958	36.435	217,079.730	
	AGEAS	411,212	1.670	686,724.040	
	UCB SA	18,529	31.240	578,845.960	
	COLRUYT NV	14,070	29.235	411,336.450	
	BEKAERT NV	7,702	27.980	215,501.960	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12,830	54.800	703,084.000	
	GROUPE BRUX LAMBERT-STR VVPR	516	0.003	1.540	
	BELGACOM SA	23,896	23.495	561,436.520	
	ADIDAS AG	31,341	57.770	1,810,569.570	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	52,537	70.020	3,678,640.740	
	COMMERZBANK AG	605,908	2.072	1,255,441.370	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	16,709	78.510	1,311,823.590	
	UNITED INTERNET	18,350	14.815	271,855.250	
	MAN SE	10,044	82.920	832,848.480	
	HANNOVER RUECKVERSICHERUNG AG	12,421	42.035	522,116.730	
	GEA GROUP AG	28,135	25.060	705,063.100	
	CONTINENTAL AG	13,432	65.780	883,556.960	
	DEUTSCHE POST AG-REG	123,484	13.020	1,607,761.680	
	AXEL SPRINGER AG	6,021	36.200	217,960.200	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	25,205	46.865	1,181,232.320	
	MERCK KGAA	9,951	81.550	811,504.050	
	RWE AG	77,047	32.850	2,530,993.950	
	SAP AG	143,292	48.425	6,938,915.100	
	E.ON AG	289,445	16.365	4,736,767.420	
	HENKEL AG & CO KGAA	20,540	40.200	825,708.000	
	METRO AG	22,519	28.420	639,989.980	
	SIEMENS AG-REG	129,333	74.000	9,570,642.000	
	BAYER AG	131,788	55.000	7,248,340.000	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	25,233	47.555	1,199,955.310	
	DAIMLER AG	143,802	46.960	6,752,941.920	
	BASF SE	143,476	61.230	8,785,035.480	
	CELESIO AG	16,256	14.220	231,160.320	
	BEIERSDORF AG	17,671	47.460	838,665.660	
	HOCHTIEF AG	7,587	51.700	392,247.900	
	HEIDELBERGCEMENT AG	21,539	37.370	804,912.430	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO	31,792	55.310	1,758,415.520	
	ALLIANZ SE	72,704	87.490	6,360,872.960	
	PROSIEBEN MEDIA N/V VORZUG REG	13,630	18.640	254,063.200	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	39,971	10.525	420,694.770	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	27,588	107.000	2,951,916.000	
	SALZGITTER	7,018	44.295	310,862.310	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	VOLKSWAGEN AG	5,402	127.650	689,565.300	
	VOLKSWAGEN AG PFD	23,174	141.050	3,268,692.700	
	THYSSENKRUPP AG	55,869	21.070	1,177,159.830	
	LINDE AG	25,895	123.200	3,190,264.000	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	148,629	32.995	4,904,013.850	
	BMW VORZUG	11,145	45.515	507,264.670	
	K & S	24,444	39.475	964,926.900	
	SUEDZUCKER AG	11,866	22.580	267,934.280	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	447,100	8.942	3,997,968.200	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	156,734	7.103	1,113,281.600	
	DEUTSCHE BOERSE AG	32,038	49.940	1,599,977.720	
	FRAPORT AG	6,165	44.810	276,253.650	
	LANXESS MANUFACTURES POLYMERS	14,055	55.780	783,987.900	
	WACKER-CHEMIE GMBH	3,025	78.890	238,642.250	
	KABEL DEUTSCHLAND HOLDING AG	15,026	39.570	594,578.820	
	BRENNTAG AG	6,654	85.370	568,051.980	
	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	63,071	13.040	822,445.840	
	IBERDROLA SA	589,349	4.687	2,762,278.760	
	INDRA SISTEMAS SA	16,340	10.500	171,570.000	
	REPSOL YPF SA	118,170	20.940	2,474,479.800	
	TELEFONICA S.A	641,156	13.090	8,392,732.040	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	23,133	23.400	541,312.200	
	BANKINTER S.A.	34,675	5.148	178,506.900	
	ACERINOX SA	16,481	10.760	177,335.560	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	728,423	7.124	5,189,285.450	
	ACCIONA S.A.	5,285	62.580	330,735.300	
	GAS NATURAL SDG SA	57,849	13.100	757,821.900	
	BANCO SANTANDER SA	1,354,682	6.422	8,699,767.800	
	RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	14,371	36.890	530,146.190	
	ZARDOYA OTIS	20,589	10.520	216,596.280	
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	8,715	18.470	160,966.050	
	BANCO POPULAR ESPANOL	146,617	3.505	513,892.580	
	BANCO SABADELL	179,119	2.780	497,950.820	
	INDITEX	33,620	68.120	2,290,194.400	
	MAPFRE SA	135,413	2.580	349,365.540	
	ENAGAS	25,191	15.210	383,155.110	
	GRIFOLS SA	24,523	15.100	370,297.300	
	FERROVIAL SA	63,117	9.446	596,203.180	
	CAIXABANK	149,185	4.005	597,485.920	
	AMADEUS IT HOLDING SA	52,881	14.370	759,899.970	
	INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GROUP SA	151,868	2.066	313,759.280	
	DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL DE ALIMENTACION SA	111,285	3.680	409,528.800	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	BANKIA SAU	140,798	3.450	485,753.100	
	KESKO OYJ-B	13,297	24.530	326,175.410	
	WARTSILA OYJ	26,436	26.000	687,336.000	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	21,730	33.800	734,474.000	
	UPM-KYMMENE OYJ	93,053	9.915	922,620.490	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	108,663	5.440	591,126.720	
	SAMPO OYJ-A SHS	59,871	20.570	1,231,546.470	
	FORTUM OYJ	65,765	17.910	1,177,851.150	
	NOKIA OYJ	597,512	3.844	2,296,836.120	
	ELISA CORP	25,398	16.850	427,956.300	
	METSO OYJ	21,261	33.620	714,794.820	
	NESTE OIL OYJ	23,509	9.650	226,861.850	
	KONE OYJ	22,765	43.620	993,009.300	
	ORION OYJ	17,482	16.020	280,061.640	
	AIR LIQUIDE	45,890	98.120	4,502,726.800	
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	66,253	26.990	1,788,168.470	
	AXA	266,452	12.170	3,242,720.840	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	68,396	9.318	637,313.920	
	DANONE	92,643	48.995	4,539,043.780	
	SAFRAN SA	25,102	24.210	607,719.420	
	ACCOR SA	26,806	25.315	678,593.890	
	BOUYGUES	30,754	24.520	754,088.080	
	BNP PARIBAS	154,692	33.515	5,184,502.380	
	THALES SA	19,494	26.950	525,363.300	
	CAP GEMINI SA	24,414	28.740	701,658.360	
	CASINO GUICHARD PERRACHON	6,567	72.070	473,283.690	
	CHRISTIAN DIOR	7,771	112.950	877,734.450	
	COMPAGNIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE-VERITAS	23,542	21.545	507,212.390	
	ALCATEL-LUCENT	384,592	1.747	671,882.220	
	NATIXIS	164,630	2.286	376,344.180	
	EIFFAGE	8,253	25.180	207,810.540	
	PUBLICIS GROUPE	19,919	40.755	811,798.840	
	IMERYS SA	7,765	42.400	329,236.000	
	LAFARGE SA	28,285	31.585	893,381.720	
	L'OREAL	38,417	84.730	3,255,072.410	
	LVMH MOET HENNESSY LOUI V SA	40,582	125.050	5,074,779.100	
	LAGARDERE S.C.A.	21,125	21.240	448,695.000	
	MICHELIN(CGDE) -B	27,685	53.440	1,479,486.400	
	PERNOD-RICARD	30,026	76.650	2,301,492.900	
	PEUGEOT SA	30,300	15.115	457,984.500	
	RENAULT SA	27,030	35.500	959,565.000	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	61,891	35.190	2,177,944.290	
	SOCIETE GENERALE-A	101,057	21.900	2,213,148.300	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	VINCI S.A.	67,944	38.040	2,584,589.760	
	SODEXO	11,780	57.500	677,350.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	77,535	47.495	3,682,524.820	
	VIVENDI SA	197,714	16.310	3,224,715.340	
	TECHNIP-COFLEXIP S.A.	15,942	75.800	1,208,403.600	
	TELEVISION FRANCAISE(T.F.1)	24,183	8.770	212,084.910	
	TOTAL SA	334,286	41.100	13,739,154.600	
	VALLOUREC	16,668	54.400	906,739.200	
	FRANCE TELECOM SA	295,145	11.335	3,345,468.570	
	BIC	6,136	71.630	439,521.680	
	DASSAULT SYSTEMES SA	9,862	62.000	611,444.000	
	PPR	11,855	123.300	1,461,721.500	
	NEOPOST SA	6,482	52.880	342,768.160	
	CARREFOUR SA	85,148	17.360	1,478,169.280	
	ATOS	9,475	41.455	392,786.120	
	SANOFI	180,535	56.550	10,209,254.250	
	STMICROELECTRONICS NV	97,120	5.128	498,031.360	
	JC DECAUX INTERNATIONAL	11,841	19.875	235,339.870	
	ESSILOR INTL	31,399	57.900	1,818,002.100	
	CREDIT AGRICOLE SA	172,905	4.878	843,430.590	
	WENDEL	6,630	60.300	399,789.000	
	ILIAD SA	3,765	96.310	362,607.150	
	GDF SUEZ	198,651	19.400	3,853,829.400	
	ALSTOM	33,600	29.510	991,536.000	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	17,450	28.730	501,338.500	
	ELECTRICITE DE FRANCE	44,581	18.610	829,652.410	
	ARKEMA SA	9,569	65.820	629,831.580	
	LEGRAND SA	32,977	25.580	843,551.660	
	ADP	6,435	56.590	364,156.650	
	SCOR SE	35,430	19.420	688,050.600	
	BUREAU VERITAS SA	7,690	58.770	451,941.300	
	GROUPE EUROTUNNEL SA	89,249	6.400	571,193.600	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	35,172	10.095	355,061.340	
	GDF SUEZ-STRIP VVPR	3,318	0.001	3.310	
	EDENRED	27,224	18.870	513,716.880	
	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	32,274	14.500	467,973.000	
	NATIONAL BANK OF GREECE	170,555	2.840	484,376.200	
	OPAP SA	41,034	7.060	289,700.040	
	CRH PLC	121,874	15.150	1,846,391.100	
	KERRY GROUP PLC-A	24,173	29.360	709,719.280	
	ELAN CORPORATION PLC	89,094	9.950	886,485.300	
	IRISH BANK RESOLUTION CORP	91,316	0.132	12,053.710	
	ASSICURAZIONI GENERALI	177,127	12.140	2,150,321.780	
	INTESA SANPAOLO	1,617,052	1.483	2,398,088.110	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	UNICREDIT SPA	614,261	4.072	2,501,270.790	
	ENI SPA	384,840	17.380	6,688,519.200	
	MEDIOBANCA SPA	81,452	4.710	383,638.920	
	PIRELLI & C	48,668	7.625	371,093.500	
	SAIPEM	41,590	37.550	1,561,704.500	
	LUXOTTICA GROUP SPA	22,387	25.580	572,659.460	
	MEDIASET SPA	117,464	2.420	284,262.880	
	AUTOGRILL SPA	20,544	8.080	165,995.520	
	A2A SPA	273,914	0.793	217,213.800	
	FIAT SPA	119,079	4.618	549,906.820	
	ENEL SPA	1,035,843	3.308	3,426,568.640	
	FINMECCANICA SPA	70,788	3.410	241,387.080	
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	804,540	0.304	244,580.160	
	SNAM SPA	270,029	3.584	967,783.930	
	UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	137,041	3.706	507,873.940	
	TELECOM ITALIA SPA	1,374,164	0.801	1,100,705.360	
	TELECOM ITALIA-RNC	1,110,927	0.672	746,542.940	
	ATLANTIA SPA	54,105	12.460	674,148.300	
	TERNA SPA	147,965	2.818	416,965.370	
	EXOR SPA	9,585	18.550	177,801.750	
	PRYSMIAN SPA	37,609	12.330	463,718.970	
	BANCO POPOLARE SPA	305,979	1.393	426,228.740	
	ENEL GREEN POWER SPA	319,809	1.517	485,150.250	
	FIAT INDUSTRIAL SPA	119,079	7.670	913,335.930	
	ARCELOR MITTAL (NL)	128,605	16.720	2,150,275.600	
	TENARIS SA	82,125	15.140	1,243,372.500	
	SES FDR	46,853	18.225	853,895.920	
	BOSKALIS WESTMINSTER CT	13,745	28.155	386,990.470	
	REED ELSEVIER NV	112,391	9.050	1,017,138.550	
	KONINKLIJKE DSM NV	19,732	41.045	809,899.940	
	SBM OFFSHORE NV	23,374	13.560	316,951.440	
	ING GROEP NV-CVA	592,391	6.565	3,889,046.910	
	RANDSTAD HOLDINGS	21,850	27.505	600,984.250	
	KONINKLIJKE AHOLD NV	179,713	10.670	1,917,537.710	
	HEINEKEN NV	43,858	36.555	1,603,229.190	
	AKZO NOBEL	35,469	40.290	1,429,046.010	
	ASML HOLDING NV	68,040	34.540	2,350,101.600	
	AEGON NV	277,959	3.753	1,043,180.120	
	UNILEVER NV-CVA	254,791	25.640	6,532,841.240	
	PHILIPS ELECTRONICS NV	158,542	15.445	2,448,681.190	
	WOLTERS KLUWER-CVA	49,896	13.675	682,327.800	
	QIAGEN N.V.	39,540	11.550	456,687.000	
	VOPAK (KON.)	11,504	41.355	475,747.920	
	KONINKLIJKE KPN NV	222,305	7.899	1,755,987.190	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	HEINEKEN HOLDING NV-A	18,770	30.795	578,022.150	
	FUGRO CERT	10,228	52.430	536,254.040	
	TNT EXPRESS NV W/I	61,074	6.112	373,284.280	
	DELTA LLOYD NV	19,898	14.320	284,939.360	
	BANCO ESPIRITO SANTO-REG	112,619	1.540	173,433.260	
	JERONIMO MARTINS	40,183	13.100	526,397.300	
	PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	120,094	4.306	517,124.760	
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	314,886	2.271	715,106.100	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	43,777	13.060	571,727.620	
ユーロ小計	銘柄数 : 236	27,443,569		343,192,797.530	
	組入時価比率 : 12.58%			(35,359,153,930)	
	合計時価比率 : 12.91%				
デンマーククローネ	CARLSBERG AS-B	17,266	432.000	7,458,912.000	
	A P MOLLER A/S	168	45,600.000	7,660,800.000	
	AP MOLLER MAERSK A	100	43,800.000	4,380,000.000	
	DANSKE BANK A/S	108,499	90.750	9,846,284.250	
	NOVOZYMES-B SHS	40,415	162.700	6,575,520.500	
	NOVO NORDISK A/S-B	67,866	766.000	51,985,356.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	35,696	51.950	1,854,407.200	
	TDC A/S	58,423	43.280	2,528,547.440	
	COLOPLAST-B	4,175	884.500	3,692,787.500	
	DSV A/S	29,112	123.300	3,589,509.600	
	WILLIAM DEMANT	4,646	500.000	2,323,000.000	
	TRYG A/S	4,793	298.300	1,429,751.900	
デンマーククローネ小計	銘柄数 : 12	371,159		103,324,876.390	
	組入時価比率 : 0.51%			(1,432,082,787)	
	合計時価比率 : 0.52%				
ノルウェークローネ	SEADRILL LTD	46,984	224.300	10,538,511.200	
	ACERGY SA	37,286	125.000	4,660,750.000	
	DNB ASA	136,403	67.900	9,261,763.700	
	NORSK HYDRO ASA	138,196	30.530	4,219,123.880	
	TELENOR ASA	123,877	97.650	12,096,589.050	
	ORKLA ASA	129,845	45.150	5,862,501.750	
	STATOIL ASA	181,422	155.800	28,265,547.600	
	YARA INTERNATIONAL ASA	28,891	255.700	7,387,428.700	
	AKER SOLUTIONS ASA	36,670	80.900	2,966,603.000	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	43,012	64.900	2,791,478.800	
ノルウェークローネ小計	銘柄数 : 10	902,586		88,050,297.680	
	組入時価比率 : 0.43%			(1,204,528,072)	
	合計時価比率 : 0.44%				

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル	YUE YUEN INDUSTRIAL HOLDINGS	136,000	25.100	3,413,600.000	
	ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL	43,000	50.250	2,160,750.000	
	FOXCONN INTERNATIONAL HOLDINGS	408,000	5.670	2,313,360.000	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	358,000	28.100	10,059,800.000	
	BANK OF EAST ASIA	262,660	29.750	7,814,135.000	
	CLP HOLDINGS LTD	311,500	64.650	20,138,475.000	
	PCCW LTD	734,000	2.690	1,974,460.000	
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	211,000	15.720	3,316,920.000	
	LI & FUNG LTD	964,400	18.080	17,436,352.000	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	223,000	109.100	24,329,300.000	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	95,000	43.800	4,161,000.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	156,400	141.500	22,130,600.000	
	MTR CORP	245,000	26.500	6,492,500.000	
	FIRST PACIFIC CO	380,000	8.450	3,211,000.000	
	HANG LUNG GROUP LTD	135,000	50.400	6,804,000.000	
	HANG SENG BANK LTD	132,400	100.100	13,253,240.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	173,000	45.400	7,854,200.000	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	206,500	55.350	11,429,775.000	
	(THE) WHARF HOLDINGS LTD	211,750	46.850	9,920,487.500	
	HONG KONG & CHINA GAS	698,050	18.320	12,788,276.000	
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	343,000	76.200	26,136,600.000	
	HYSAN DEVELOPMENT CO	127,000	31.850	4,044,950.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	237,000	17.960	4,256,520.000	
	KERRY PROPERTIES LTD	137,000	33.900	4,644,300.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	535,000	21.350	11,422,250.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	668,700	9.650	6,452,955.000	
	SHANGRI-LA ASIA LTD	230,000	17.100	3,933,000.000	
	SINO LAND CO	389,400	13.100	5,101,140.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	224,000	113.800	25,491,200.000	
	SWIRE PACIFIC LTD A	128,000	86.000	11,008,000.000	
	WHEELLOCK & CO LTD	162,000	25.850	4,187,700.000	
	SJM HOLDINGS LTD	290,000	14.440	4,187,600.000	
	AIA GROUP LTD	1,348,600	26.700	36,007,620.000	
	HKT TRUST / HKT LTD	15,956	5.070	80,896.920	
	ASM PACIFIC TECH	37,600	105.300	3,959,280.000	
	WYNN MACAU LTD	273,200	19.380	5,294,616.000	
	SANDS CHINA LTD	361,200	28.100	10,149,720.000	
香港ドル小計	銘柄数 : 37	11,592,316		357,360,578.420	
	組入時価比率 : 1.29%			(3,620,062,659)	
	合計時価比率 : 1.32%				
シンガポール・ドル	GENTING SINGAPORE PLC	887,400	1.695	1,504,143.000	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	821,640	0.770	632,662.800	
	SINGAPORE TECH ENG	261,000	3.000	783,000.000	

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	SEMBCORP INDUSTRIES	182,000	5.040	917,280.000	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	261,000	3.700	965,700.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	272,000	13.680	3,720,960.000	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	88,000	10.770	947,760.000	
	SEMBCORP MARINE	166,000	5.230	868,180.000	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	18,000	50.300	905,400.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	141,000	7.230	1,019,430.000	
	CAPITALAND LTD	471,000	2.900	1,365,900.000	
	FRASER & NEAVE LTD-ORD	105,500	6.450	680,475.000	
	KEPPEL CORP LTD	208,500	10.920	2,276,820.000	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	332,000	1.490	494,680.000	
	NEPTUNE ORIENT	215,750	1.420	306,365.000	
	NOBLE GROUP LTD/SINGAPORE	646,763	1.485	960,443.050	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	375,200	8.780	3,294,256.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,264,867	3.100	3,921,087.700	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	91,400	10.940	999,916.000	
	KEPPEL LAND LTD	164,000	3.020	495,280.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	202,000	17.610	3,557,220.000	
	STARHUB LTD	110,000	2.880	316,800.000	
	OLAM INTERNATIONAL LTD	140,800	2.610	367,488.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	322,000	5.790	1,864,380.000	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING HOLDINGS LTD	390,000	1.305	508,950.000	
	CAPITAMALLS ASIA LTD	288,000	1.495	430,560.000	
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES LTD	253,000	1.980	500,940.000	
シンガポール・ドル小計	銘柄数 : 27	8,678,820		34,606,076.550	
	組入時価比率 : 0.77%			(2,149,729,475)	
	合計時価比率 : 0.78%				
イスラエル・シユケル	BANK HAPOALIM BM	207,413	13.100	2,717,110.300	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	236,029	12.110	2,858,311.190	
	BEZEQ ISRAELI TELECOMMUNICATION CORP LTD	282,651	6.325	1,787,767.570	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	193,818	5.320	1,031,111.760	
	ISRAEL CHEMICALS LTD	81,827	39.500	3,232,166.500	
	NICE SYSTEMS LTD	11,709	136.300	1,595,936.700	
	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	145,588	163.800	23,847,314.400	
	ISRAEL CORP LTD/THE	489	2,331.000	1,139,859.000	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	32,363	32.900	1,064,742.700	
イスラエル・シユケル小計	銘柄数 : 9	1,191,887		39,274,320.120	
	組入時価比率 : 0.29%			(824,760,723)	
	合計時価比率 : 0.30%				

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリアドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	24,976	18.580	464,054.080	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	423,264	21.690	9,180,596.160	
	AMCOR LTD	210,271	6.900	1,450,869.900	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	472,185	20.900	9,868,666.500	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	212,072	5.610	1,189,723.920	
	TELSTRA CORP LTD	677,536	3.410	2,310,397.760	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	56,181	8.070	453,380.670	
	AMP LTD	449,927	4.320	1,943,684.640	
	LYNAS CORP LTD	315,096	1.275	401,747.400	
	ASX LTD	30,082	30.240	909,679.680	
	BHP BILLITON LTD	503,068	36.170	18,195,969.560	
	CALTEX AUSTRALIA LTD	24,948	12.660	315,841.680	
	CAMPBELL BROTHERS LTD	12,052	55.820	672,742.640	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	101,749	1.980	201,463.020	
	COMPUTERSHARE LT	75,518	8.000	604,144.000	
	CSL LIMITED	77,107	30.780	2,373,353.460	
	TRANSURBAN GROUP	220,888	5.610	1,239,181.680	
	COCA-COLA AMATIL LTD	93,286	11.730	1,094,244.780	
	COCHLEAR LTD	10,605	60.550	642,132.750	
	ORIGIN ENERGY LTD	153,096	13.390	2,049,955.440	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	243,696	49.960	12,175,052.160	
	BORAL LIMITED	107,619	4.270	459,533.130	
	RIO TINTO LIMITED	65,844	69.280	4,561,672.320	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	266,750	2.840	757,570.000	
	ONESTEEL LIMITED	213,885	0.750	160,413.750	
	OZ MINERALS LTD	55,513	11.490	637,844.370	
	ORICA LTD	50,048	25.720	1,287,234.560	
	FAIRFAX MEDIA LTD	373,327	0.780	291,195.060	
	LEIGHTON HLDGS LTD	21,757	22.870	497,582.590	
	SYDNEY AIRPORT	66,175	2.650	175,363.750	
	MACQUARIE GROUP LTD	58,487	26.780	1,566,281.860	
	WORLEYPARSONS LTD	28,202	28.000	789,656.000	
	SUNCORP GROUP LTD	211,551	8.300	1,755,873.300	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	354,370	23.020	8,157,597.400	
NEWCREST MINING LTD	121,376	34.400	4,175,334.400		
INCITEC PIVOT LTD	270,689	3.390	917,635.710		
TOLL HOLDINGS LTD	118,338	5.100	603,523.800		
QANTAS AIRWAYS LIMITED	186,960	1.540	287,918.400		
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	169,191	11.800	1,996,453.800		
SANTOS LTD	140,142	13.790	1,932,558.180		
SIMS METAL MANAGEMENT LTD	28,753	14.180	407,717.540		
SONIC HEALTHCARE	64,654	11.190	723,478.260		
TABCORP HOLDINGS LTD	129,182	2.750	355,250.500		

平成24年2月15日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	WESFARMERS LTD	156,607	29.550	4,627,736.850	
	ALUMINA LIMITED	397,286	1.175	466,811.050	
	ILUKA RESOURCES LIM1	71,975	17.120	1,232,212.000	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	96,836	35.170	3,405,722.120	
	WOOLWORTHS LTD	192,530	24.990	4,811,324.700	
	METCASH LTD	147,295	4.060	598,017.700	
	TATTS GROUP LTD	225,953	2.500	564,882.500	
	AGL ENERGY LTD	65,010	14.290	928,992.900	
	BRAMBLES LTD	217,633	7.110	1,547,370.630	
	ASCIANO LTD	161,903	4.590	743,134.770	
	CROWN LTD	81,029	8.370	678,212.730	
	ECHO ENTERTAINMENT GROUP LTD	116,369	3.580	416,601.020	
	QR NATIONAL LTD	278,184	3.730	1,037,626.320	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES SE	83,754	7.120	596,328.480	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 57	9,782,780		121,889,544.330	
	組入時価比率 : 3.64%			(10,225,313,874)	
	合計時価比率 : 3.73%				
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	177,042	6.710	1,187,951.820	
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	407,280	2.175	885,834.000	
ニュージーランドドル小計	銘柄数 : 2	584,322		2,073,785.820	
	組入時価比率 : 0.05%			(135,812,233)	
	合計時価比率 : 0.05%				
合計				268,634,688,531	
				(268,634,688,531)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建保有証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

株式以外の有価証券

平成24年2月15日現在

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	CAPITAMALL TRUST	294,800.00	515,900.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	295,906.00	581,455.290	
シンガポール・ドル小計	銘柄数 : 2	590,706.00	1,097,355.290	
	組入時価比率 : 0.02%		(68,167,711)	
	合計時価比率 : 0.02%			
	MIRVAC GROUP	612,711.00	732,189.640	
	CFS RETAIL PROPERTY	338,821.00	574,301.590	
	GPT GROUP	292,236.00	882,552.720	
	LEND LEASE GROUP	97,048.00	696,804.640	
	STOCKLAND	357,887.00	1,138,080.660	

平成24年2月15日現在

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
	WESTFIELD GROUP	354,089.00	2,963,724.930	
	DEXUS PROPERTY GROUP	873,123.00	763,982.620	
	GOODMAN GROUP	1,183,581.00	757,491.840	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	418,064.00	982,450.400	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 9	4,527,560.00	9,491,579.040	
	組入時価比率 : 0.28%		(796,248,566)	
	合計時価比率 : 0.29%			
投資信託受益証券計			864,416,276	
			(864,416,276)	
投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	24,635.00	2,540,607.550	
	ANNALY MORTGAGE MANAGEMENT	144,552.00	2,383,662.480	
	PROLOGIS INC	75,195.00	2,510,761.050	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,805.00	1,832,613.750	
	DUKE REALTY TRUST	38,117.00	524,108.750	
	EQUITY RESIDENTIAL	44,402.00	2,565,103.540	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	10,146.00	983,553.240	
	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	72,923.00	1,204,687.960	
	HCP INC	66,067.00	2,708,086.330	
	HEALTH CARE REIT INC	24,501.00	1,387,736.640	
	RAYONIER INC	14,915.00	672,815.650	
	KIMCO REALTY	65,111.00	1,207,157.940	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	16,250.00	541,612.500	
	THE MACERICH COMPANY	19,817.00	1,087,160.620	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	107,557.00	1,756,405.810	
	PLUM CREEK TIMBER CO	29,979.00	1,183,271.130	
	REGENCY	15,096.00	641,730.960	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	46,531.00	6,317,979.180	
	PUBLIC STORAGE	21,726.00	3,009,485.520	
	VENTAS INC	40,444.00	2,348,178.640	
	VORNADO REALTY TRUST	24,478.00	2,049,787.720	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	16,583.00	1,154,674.290	
	AMERICAN TOWER CORP	63,741.00	4,103,645.580	
米ドル小計	銘柄数 : 23	996,571.00	44,714,826.830	
	組入時価比率 : 1.25%		(3,511,455,351)	
	合計時価比率 : 1.28%			
	BRITISH LAND CO PLC	155,704.00	762,793.890	
	HAMMERSON PLC	101,418.00	399,079.830	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	108,202.00	742,265.720	
	CAPITAL SHOPPING CENTRES GROUP	115,270.00	388,459.900	
	SEGRO PLC	153,729.00	356,497.550	
英ポンド小計	銘柄数 : 5	634,323.00	2,649,096.890	
	組入時価比率 : 0.12%		(326,342,246)	
	合計時価比率 : 0.12%			

平成24年2月15日現在

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
	BROOKFIELD OFFICE PROPERTIES	30,249.00	540,852.120	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	17,922.00	411,668.340	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	15,764.00	417,430.720	
カナダドル小計	銘柄数 : 3	63,935.00	1,369,951.180	
	組入時価比率 : 0.04%		(107,609,665)	
	合計時価比率 : 0.04%			
	GECINA SA	4,806.00	357,566.400	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	14,804.00	2,130,295.600	
	KLEPIERRE	11,955.00	281,121.820	
	FONCIERE DES REGIONS	5,785.00	322,860.850	
	CORIO NV	12,621.00	466,093.530	
ユーロ小計	銘柄数 : 5	49,971.00	3,557,938.200	
	組入時価比率 : 0.13%		(366,574,373)	
	合計時価比率 : 0.13%			
	LINK REIT/THE	407,000.00	12,006,500.000	
香港ドル小計	銘柄数 : 1	407,000.00	12,006,500.000	
	組入時価比率 : 0.04%		(121,625,845)	
	合計時価比率 : 0.04%			
投資証券計			4,433,607,480	
			(4,433,607,480)	
合計			5,298,023,756	
			(5,298,023,756)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 566銘柄	55.12%	56.54%
米ドル	投資証券 23銘柄	1.25%	1.28%
英ポンド	株式 98銘柄	10.28%	10.55%
英ポンド	投資証券 5銘柄	0.12%	0.12%
カナダドル	株式 99銘柄	5.39%	5.53%
カナダドル	投資証券 3銘柄	0.04%	0.04%
スイスフラン	株式 38銘柄	3.82%	3.92%
スウェーデンクローネ	株式 34銘柄	1.43%	1.47%
ユーロ	株式 236銘柄	12.58%	12.91%
ユーロ	投資証券 5銘柄	0.13%	0.13%
デンマーククローネ	株式 12銘柄	0.51%	0.52%
ノルウェークローネ	株式 10銘柄	0.43%	0.44%
香港ドル	株式 37銘柄	1.29%	1.32%

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
香港ドル	投資証券 1銘柄	0.04%	0.04%
シンガポール・ドル	株式 27銘柄	0.77%	0.78%
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 2銘柄	0.02%	0.02%
イスラエル・シケル	株式 9銘柄	0.29%	0.30%
オーストラリアドル	株式 57銘柄	3.64%	3.73%
オーストラリアドル	投資信託受益証券 9銘柄	0.28%	0.29%
ニュージーランドドル	株式 2銘柄	0.05%	0.05%

(注) 「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年2月29日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	44,244,402,698円
負債総額	126,566,166円
純資産総額(-)	44,117,836,532円
発行済数量	32,238,190,880口
1口当たり純資産額(/)	1.3685円

(参考) マザーファンドの現況

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年2月29日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	288,169,743,306円
負債総額	161,176,176円
純資産総額(-)	288,008,567,130円
発行済数量	214,667,480,275口
1口当たり純資産額(/)	1.3416円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

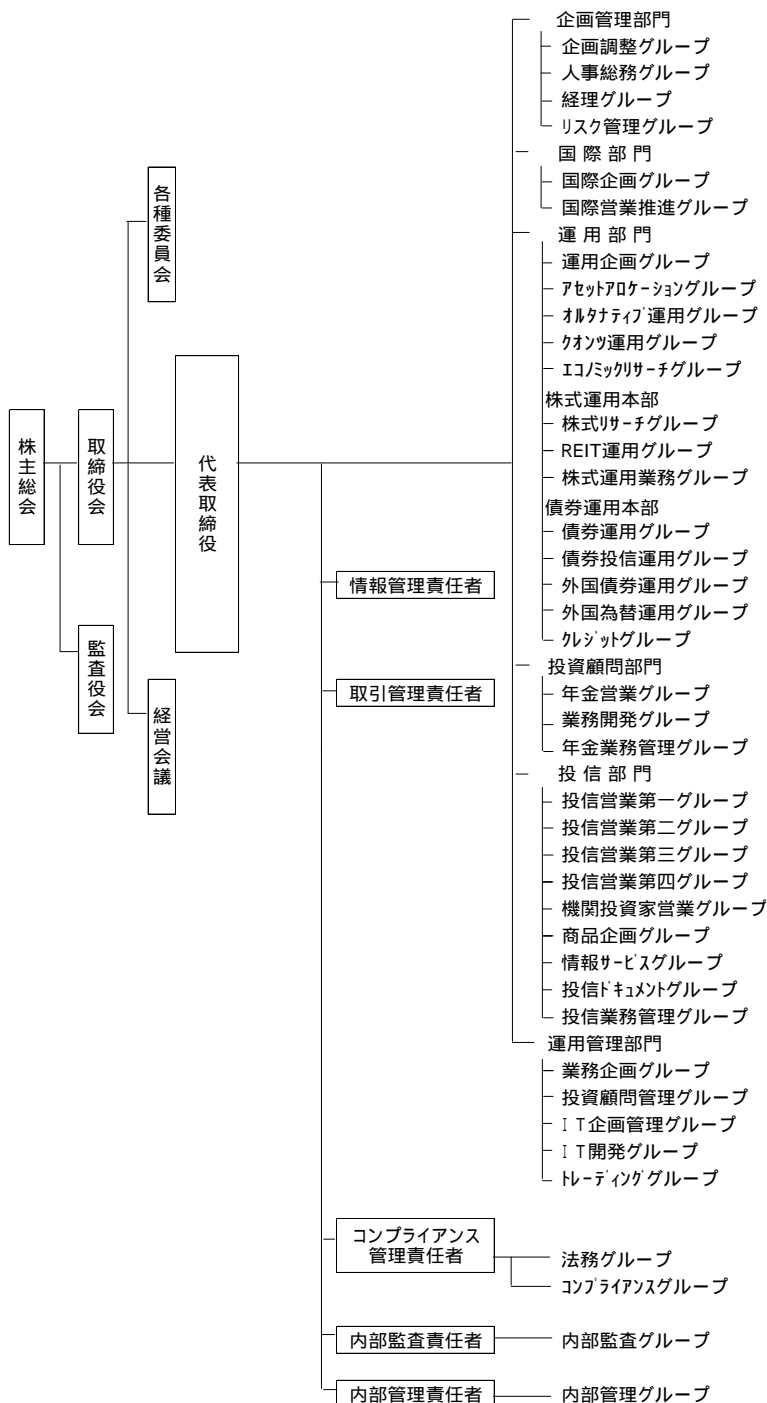
本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5カ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成24年4月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

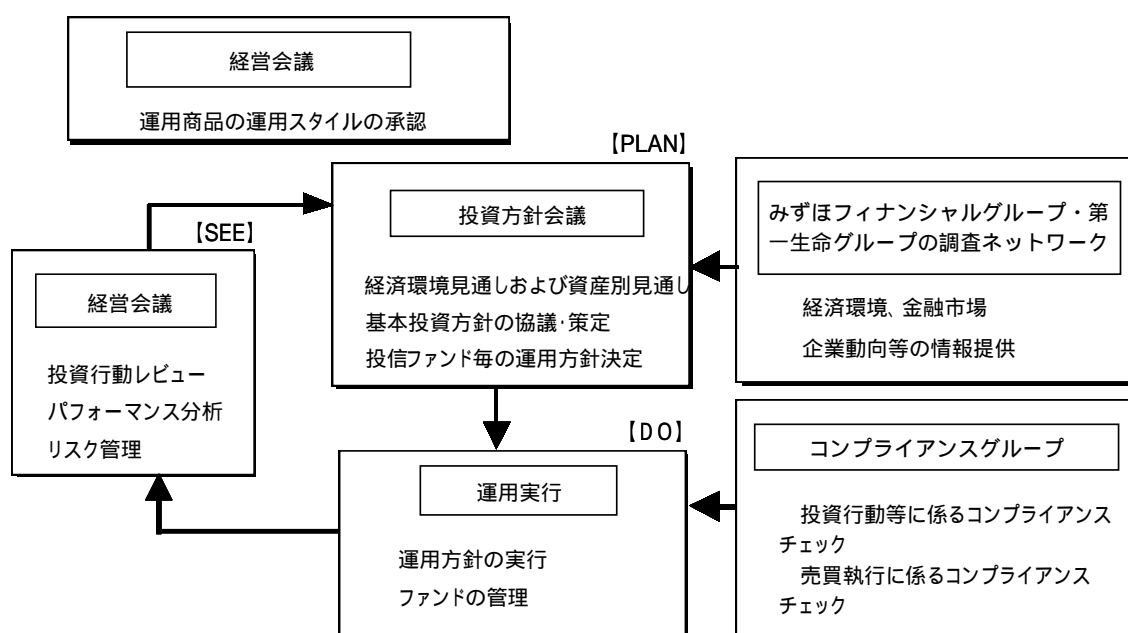
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成24年2月29日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年2月29日現在、委託会社の運用する投資信託は275本(親投資信託を除く)あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	13	25,098,443,613
追加型株式投資信託	252	4,185,613,693,844
単位型公社債投資信託	9	75,758,017,008
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	407,439,406
合計	275	4,286,877,593,871

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成22年6月30日

D I A Mアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

浅野 功 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

近藤 敏弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅野 功



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

近藤 敏弘



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	13,820,588	12,220,759
金銭の信託	399,833	5,967,344
前払費用	33,221	27,593
未収委託者報酬	3,169,323	2,942,180
未収運用受託報酬	1,000,785	1,061,935
未収投資助言報酬	2 271,577	2 267,240
未収収益	247,552	186,483
繰延税金資産	383,608	403,201
その他	21,009	102,404
流動資産計	19,347,501	23,179,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 237,642	1 183,704
器具備品	1 351,237	1 206,306
建設仮勘定	10,541	10,956
無形固定資産		
商標権	1 804	1 510
ソフトウェア	1 557,870	1 780,190
ソフトウェア仮勘定	397,829	478,971
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	1 531	1 451
投資その他の資産		
投資有価証券	1,194,081	604,498
関係会社株式	2,161,144	2,457,319
繰延税金資産	403,908	402,191
長期差入保証金	1,187,070	702,696
その他	328,612	85,690
貸倒引当金	26,925	-
固定資産計	6,811,497	5,920,638
資産合計	26,158,999	29,099,782

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	119,466	120,910
未払金	1,526,031	1,479,756
未払収益分配金	7,837	3,223
未払償還金	96,340	98,362
未払手数料	1,206,815	1,134,992
その他未払金	215,038	243,178
未払費用	2 1,522,325	2 1,226,658
未払法人税等	1,283,275	1,706,391
未払消費税等	113,923	143,728
賞与引当金	572,614	575,326
その他	38,231	10,000
流動負債計	5,175,867	5,262,771
固定負債		
退職給付引当金	488,790	579,063
役員退職慰労引当金	96,342	100,260
固定負債計	585,133	679,324
負債合計	5,761,000	5,942,095
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	15,737,995	18,512,674
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	11,650,000	13,430,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	3,464,702	4,459,380
株主資本計	20,166,473	22,941,152
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	231,525	216,534
評価・換算差額等計	231,525	216,534
純資産合計	20,397,999	23,157,686
負債・純資産合計	26,158,999	29,099,782

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	26,734,588		24,367,005	
運用受託報酬	4,297,349		4,458,894	
投資助言報酬	1,027,153		1,019,727	
その他営業収益	723,055		789,867	
営業収益計		32,782,146		30,635,495
営業費用				
支払手数料	13,000,141		10,405,593	
広告宣伝費	218,782		272,928	
公告費	1,767		2,297	
調査費	5,056,427		4,755,890	
調査費	2,555,070		2,611,173	
委託調査費	2,501,356		2,144,716	
委託計算費	351,370		338,206	
営業雑経費	679,608		671,721	
通信費	32,088		30,286	
印刷費	613,198		585,041	
協会費	21,225		23,561	
諸会費	41		38	
支払販売手数料	13,054		32,794	
営業費用計		19,308,097		16,446,637
一般管理費				
給料	4,678,614		4,576,265	
役員報酬	1 244,725		1 235,289	
給料・手当	3,840,052		3,768,114	
賞与	593,836		572,860	
交際費	45,342		38,997	
寄付金	3,450		13,335	
旅費交通費	269,516		255,190	
租税公課	85,030		89,571	
不動産賃借料	791,980		718,929	
退職給付費用	132,513		139,773	
固定資産減価償却費	397,252		486,987	
福利厚生費	22,233		20,476	
修繕費	5,615		20,842	
賞与引当金繰入	572,614		575,326	
役員退職慰労引当金繰入	45,086		42,036	
役員退職金	18,129		13,140	
機器リース料	2,191		1,951	
事務委託費	285,449		331,935	
消耗品費	78,753		70,952	
器具備品費	2,046		575	
諸経費	88,728		124,218	
一般管理費計		7,524,549		7,520,506
営業利益		5,949,500		6,668,351

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	営業外収益			
受取配当金	5,287		4	341,775
受取利息	18,745			9,168
時効成立分配金	157			2,574
投資信託解約益	559,971			157,213
先物利益	-			9,816
金銭の信託運用益	-			69,014
雑収入	3,431			8,602
営業外収益計		587,592		598,165
営業外費用				
為替差損	17,771			755
時効成立後支払分配金	444			-
先物損失	719,577			-
金銭の信託運用損	1,116			-
雑損失	-			6,089
営業外費用計		738,911		6,844
経常利益		5,798,181		7,259,672
特別利益				
貸倒引当金戻入益	-			4,288
過年度損益修正益	-		3, 4	105,241
特別利益計		-		109,530
特別損失				
固定資産除却損	2	21,626	2	31,419
固定資産売却損		2,464		1,440
関係会社株式評価損		-		3,825
特別損失計		24,090		36,684
税引前当期純利益		5,774,091		7,332,518
法人税、住民税及び事業税		2,508,095		2,885,426
法人税等調整額		135,267		7,586
法人税等合計		2,372,828		2,877,839
当期純利益		3,401,263		4,454,678

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	10,040,000	11,650,000
	当期変動額	1,610,000	1,780,000
	当期末残高	11,650,000	13,430,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	3,299,438	3,464,702
	当期変動額		
	剰余金の配当	1,626,000	1,680,000
	別途積立金の積立	1,610,000	1,780,000
	当期純利益	3,401,263	4,454,678
	当期末残高	3,464,702	4,459,380
	利益剰余金合計		
	前期末残高	13,962,732	15,737,995
	当期変動額	1,775,263	2,774,678
	当期末残高	15,737,995	18,512,674
	株主資本合計		
	前期末残高	18,391,210	20,166,473
	当期変動額	1,775,263	2,774,678
	当期末残高	20,166,473	22,941,152
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	1,547	231,525
	当期変動額(純額)	233,073	14,991
	当期末残高	231,525	216,534
純資産合計			
	前期末残高	18,389,662	20,397,999
	当期変動額	2,008,336	2,759,687
	当期末残高	20,397,999	23,157,686

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>6. 引当金の計上基準 (1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

<p style="text-align: center;">第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準委員会 平成20年7月31日 企業会計基準第19号)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/> <p>(4) 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p> <p>8. 消費税等の処理方法 同左</p>

追加情報

<p style="text-align: center;">第25期 (平成22年3月31日現在)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (平成23年3月31日現在)</p>
<p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p>	<hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/>

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)			第26期 (平成23年3月31日現在)		
1. 固定資産の減価償却累計額			1. 固定資産の減価償却累計額		
建物		471,484千円	建物		484,832千円
器具備品		356,326千円	器具備品		499,620千円
商標権		6,882千円	商標権		2,428千円
ソフトウェア		684,370千円	ソフトウェア		809,403千円
電話施設利用権		1,065千円	電話施設利用権		1,145千円
2. 関係会社項目			2. 関係会社項目		
関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。			関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。		
流動資産	未収投資助言報酬	270,492千円	流動資産	未収投資助言報酬	266,194千円
流動負債	未払費用	400,075千円	流動負債	未払費用	291,628千円

(損益計算書関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1. 役員報酬の限度額		1. 役員報酬の限度額	
取締役	年額250,000千円	同左	
監査役	年額 50,000千円		
2. 固定資産除却損の内訳		2. 固定資産除却損の内訳	
建物	1,199千円	建物	15,317千円
器具備品	15,159千円	器具備品	3,597千円
ソフトウェア	5,267千円	ソフトウェア	12,503千円
		3. 過年度損益修正益の内訳	
		特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。	
		4. 関係会社項目	
		各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。	
		受取配当金	331,240千円
		過年度損益修正益	105,241千円

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年6月28日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(リース取引関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																																																																																		
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>90,601千円</td> <td>-</td> <td>90,601千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相当額</td> <td>75,063千円</td> <td>-</td> <td>75,063千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>15,538千円</td> <td>-</td> <td>15,538千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>15,764千円</td> <td>586千円</td> <td>16,350千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>24,096千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>22,727千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>845千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,609千円</td> <td>1,475千円</td> <td>3,084千円</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	減価償却累計額				相当額	75,063千円	-	75,063千円	期末残高相当額	15,538千円	-	15,538千円		1年以内	1年超	合計	未経過リース料				期末残高相当額	15,764千円	586千円	16,350千円	支払リース料	24,096千円		減価償却費相当額	22,727千円		支払利息相当額	845千円			1年以内	1年超	合計		1,609千円	1,475千円	3,084千円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>46,681千円</td> <td>-</td> <td>46,681千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相当額</td> <td>46,138千円</td> <td>-</td> <td>46,138千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>543千円</td> <td>-</td> <td>543千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>586千円</td> <td>-</td> <td>586千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15,998千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>14,995千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>234千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,475千円</td> <td>-</td> <td>1,475千円</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	46,681千円	-	46,681千円	減価償却累計額				相当額	46,138千円	-	46,138千円	期末残高相当額	543千円	-	543千円		1年以内	1年超	合計	未経過リース料				期末残高相当額	586千円	-	586千円	支払リース料	15,998千円		減価償却費相当額	14,995千円		支払利息相当額	234千円			1年以内	1年超	合計		1,475千円	-	1,475千円
	器具備品	その他	合計																																																																																																
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円																																																																																																
減価償却累計額																																																																																																			
相当額	75,063千円	-	75,063千円																																																																																																
期末残高相当額	15,538千円	-	15,538千円																																																																																																
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
未経過リース料																																																																																																			
期末残高相当額	15,764千円	586千円	16,350千円																																																																																																
支払リース料	24,096千円																																																																																																		
減価償却費相当額	22,727千円																																																																																																		
支払利息相当額	845千円																																																																																																		
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
	1,609千円	1,475千円	3,084千円																																																																																																
	器具備品	その他	合計																																																																																																
取得価額相当額	46,681千円	-	46,681千円																																																																																																
減価償却累計額																																																																																																			
相当額	46,138千円	-	46,138千円																																																																																																
期末残高相当額	543千円	-	543千円																																																																																																
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
未経過リース料																																																																																																			
期末残高相当額	586千円	-	586千円																																																																																																
支払リース料	15,998千円																																																																																																		
減価償却費相当額	14,995千円																																																																																																		
支払利息相当額	234千円																																																																																																		
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
	1,475千円	-	1,475千円																																																																																																

(金融商品関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券及び金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託であり、為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金・保証金であります。

デリバティブ取引は、投資有価証券及び金銭の信託に係る為替及び市場価格の変動リスクの低減を目的とした為替予約取引及び株価指数先物取引等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	13,820,588	13,820,588	-
(2) 金銭の信託	399,833	399,833	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,111,335	1,111,335	-
(4) 長期差入保証金	61,485	61,485	-
資産計	15,393,243	15,393,243	-
(1) 未払法人税等	1,283,275	1,283,275	-
負債計	1,283,275	1,283,275	-
デリバティブ取引(*)	(38,094)	(38,094)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金として表示しているもののうち、短期間で回収されることが見込まれるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額82,746千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等（貸借対照表計上額1,125,584千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)長期差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,819,459	-	-	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-
(3) 長期差入保証金(*)	61,485	-	-	-
合計	13,880,945	-	-	-

(*) 長期差入保証金のうち、継続的に契約予定である本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等1,125,584千円は含めておりません。

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

1. 金融商品の状況に関する事項

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,220,759	12,220,759	-
(2) 金銭の信託	5,967,344	5,967,344	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	524,252	524,252	-
資産計	18,712,356	18,712,356	-
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	-
負債計	1,706,391	1,706,391	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

（1）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金（貸借対照表計上額702,696千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,220,413	-	-	-
合計	12,220,413	-	-	-

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額2,161,144千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	368,968	146,101	222,866
債券	-	-	-
その他(投資信託)	716,414	544,802	171,611
小計	1,085,382	690,904	394,477
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	25,953	30,000	4,047
小計	25,953	30,000	4,047
合計	1,111,335	720,904	390,430

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額82,746千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,070,000	563,988	4,017

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	513,129	146,101	367,027
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,400	3,000	400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,723	10,000	2,277
小計	7,723	10,000	2,277
合計	524,252	159,101	365,150

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
719,016	162,043	4,830

(金銭の信託関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (千円)
運用目的の金銭の信託	399,833	838

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

第26期 (平成23年3月31日現在)

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (千円)
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	22,960	-	743	743
	香港ドル	27,416	-	264	264
	豪ドル	101,481	-	1,076	1,076
	シンガポールドル	14,547	-	154	154
	合計	166,405	-	2,238	2,238

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	561,971	-	29,413	29,413
	合計	561,971	-	29,413	29,413

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 不動産投資信託関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	REIT指数先物取引 売建	104,418	-	6,442	6,442
	合計	104,418	-	6,442	6,442

(注3) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。
2. 退職給付債務に関する事項

第25期
（平成22年3月31日現在）（千円）

（1）退職給付債務	530,305
（2）未認識数理計算上の差異	41,515
退職給付引当金	488,790

3. 退職給付費用に関する事項

第25期
（自平成21年4月1日
至平成22年3月31日）（千円）

（1）勤務費用	82,653
（2）利息費用	6,471
（3）数理計算上の差異の費用処理額	5,402
（4）確定拠出年金 拠出額	37,987
退職給付費用	132,513

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第25期 （平成22年3月31日）
（1）割引率（％）	1.5
（2）退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
（3）数理計算上の差異の処理年数（年）	5

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第26期 (平成23年3月31日現在) (千円)
(1) 退職給付債務	636,624
(2) 未認識数理計算上の差異	57,560
退職給付引当金	579,063

3. 退職給付費用に関する事項

	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) (千円)
(1) 勤務費用	85,216
(2) 利息費用	7,954
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	9,383
(4) 確定拠出年金 拠出額	37,218
退職給付費用	139,773

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第26期 (平成23年3月31日)
(1) 割引率 (%)	1.5
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数 (年)	5

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	108,541	128,299
未払事業所税	6,290	6,141
賞与引当金	233,054	234,157
未払法定福利費	26,912	28,823
未払確定拠出年金掛金	2,712	2,739
減価償却超過額	17,598	36,256
減価償却超過額(一括償却資産)	6,098	3,039
繰延資産償却超過額(税法上)	89,657	139,027
退職給付引当金	198,937	235,678
役員退職慰労引当金	39,211	40,806
ゴルフ会員権評価損	5,577	5,577
投資有価証券評価損	66,421	763
関係会社株式評価損	-	1,556
貸倒引当金繰入額	14,840	-
繰延税金資産合計	815,851	862,867
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,334	57,474
繰延税金負債合計	28,334	57,474
差引繰延税金資産の純額	787,517	805,393

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第25期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第26期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者との取引)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
その 他 の 関 係 会 社	第一生命 保険相互 会社	東京都 千代田 区	4,200 億円 (基金 償却積 立金)	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産の運 用及び助 言、当社 設定投信 の販売	資産運用の 助言の顧問 料の受入	711,279	未収投資 助言報酬	190,025
								販売手数料 の支払	13,054		
								保険料の支 払	6,572		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 平成22年4月1日付にて、第一生命保険相互会社は、相互会社から株式会社へ組織変更しております。

新会社の商号は、第一生命保険株式会社であります。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り資産 の運用の顧問 料の支払	785,924	未払 費用	296,169
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り資産 の運用の顧問 料の支払	244,629	未払 費用	98,673

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	1,434,905	未払 手数料	122,995
								預金の預入 (純額)	90,148	現金・ 預金	412,513
								受取利息	199	未収 収益	-
	株式会社 みずほ コーポ レート銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	613,204	未払 手数料	104,436
								預金の預入 (純額)	1,133,958	現金・ 預金	12,572,634
								受取利息	16,966	未収 収益	1,071
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り 資産の運 用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	247,604	未払 費用	113,245
業務委託料 の支払								48,770	未払 費用	36,277	
資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の 追加 (純額)	401,000	金銭の 信託	399,833	
							信託報酬の 支払	130			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他の 関係 会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	710,392	未収投資 助言報酬	190,149

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	646,432	未払 費用	172,736
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	224,694	未払 費用	88,837
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	700,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	-	なし	増資の引 受	300,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の預入 (純額) 受取利息	1,538,792 112,401 156	未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益	108,444 524,914 -
	株式会社 みずほ コーポ レート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の引出 (純額) 受取利息	536,163 1,524,876 7,802	未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益	89,649 11,047,758 -
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預 り資産 の運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払 業務委託料 の支払	198,967 17,740	未払 費用 未払 費用	94,085 21,598
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額) 信託報酬の 支払	5,500,000 3,163	金銭の 信託	5,967,344

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。
- (注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1株当たり情報)

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 849,916円62銭 1株当たり当期純利益金額 141,719円30銭	1株当たり純資産額 964,903円60銭 1株当たり当期純利益金額 185,611円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益	3,401,263千円	4,454,678千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,401,263千円	4,454,678千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)


第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
_____	_____


独立監査人の中間監査報告書


平成23年12月9日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 三彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 功 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているDIAMアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DIAMアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		11,268,020
金銭の信託		5,629,150
前払費用		59,568
未収委託者報酬		2,810,956
未収運用受託報酬		1,659,443
未収投資助言報酬		313,603
未収収益		243,409
繰延税金資産		375,975
その他		20,513
	流動資産計	22,380,642
固定資産		
有形固定資産		381,897
建物	1	168,959
器具備品	1	173,255
建設仮勘定		39,682
無形固定資産		1,279,779
商標権	1	430
ソフトウェア	1	1,082,772
ソフトウェア仮勘定		189,016
電話加入権		7,148
電話施設利用権	1	411
投資その他の資産		4,173,376
投資有価証券		388,843
関係会社株式		2,457,319
繰延税金資産		542,108
長期差入保証金		702,696
その他		82,408
	固定資産計	5,835,053
資産合計		28,215,695

(単位：千円)

	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	45,556
未払金	1,335,271
未払収益分配金	3,223
未払償還金	95,222
未払手数料	1,089,997
その他未払金	146,827
未払費用	1,253,226
未払法人税等	1,383,356
未払消費税等	121,733
前受収益	4,659
賞与引当金	566,648
流動負債計	4,710,452
固定負債	
退職給付引当金	616,545
役員退職慰労引当金	118,905
固定負債計	735,451
負債合計	5,445,903
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	18,252,663
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	15,630,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	1,999,370
株主資本計	22,681,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	88,650
評価・換算差額等計	88,650
純資産合計	22,769,792
負債・純資産合計	28,215,695

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	12,186,600	
運用受託報酬	2,427,618	
投資助言報酬	487,590	
その他営業収益	367,965	
営業収益計		15,469,773
営業費用		
支払手数料	5,317,217	
広告宣伝費	77,160	
調査費	2,399,769	
調査費	1,478,893	
委託調査費	920,876	
委託計算費	170,060	
営業雑経費	274,550	
通信費	13,894	
印刷費	212,477	
協会費	12,507	
諸会費	19	
支払販売手数料	35,652	
営業費用計		8,238,758
一般管理費		
給料	2,023,999	
役員報酬	123,681	
給料・手当	1,900,318	
交際費	15,479	
寄付金	3,156	
旅費交通費	98,767	
租税公課	46,092	
不動産賃借料	322,850	
退職給付費用	73,794	
固定資産減価償却費	1 228,152	
福利厚生費	15,312	
修繕費	3,575	
賞与引当金繰入	566,648	
役員退職慰労引当金繰入	26,763	
役員退職金	528	
機器リース料	828	
事務委託費	174,574	
消耗品費	28,721	
器具備品費	671	
諸経費	52,322	
一般管理費計		3,682,240
営業利益		3,548,774

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)	
営業外収益		
受取配当金	57,123	
受取利息	2,091	
雑収入	3,855	
営業外収益計		63,070
営業外費用		
為替差損	1,209	
時効成立後支払分配金	36	
金銭の信託運用損	337,781	
雑損失	997	
営業外費用計		340,025
経常利益		3,271,819
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	1,959	
特別利益計		1,959
特別損失		
固定資産除却損	5,729	
固定資産売却損	381	
特別損失計		6,111
税引前中間純利益		3,267,666
法人税、住民税及び事業税		1,344,597
法人税等調整額		24,919
法人税等合計		1,319,677
中間純利益		1,947,989

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
株主資本		
	資本金	
	当期首残高	2,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,000,000
	資本剰余金	
	資本準備金	
	当期首残高	2,428,478
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,428,478
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	123,293
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	123,293
	その他利益剰余金	
	別途積立金	
	当期首残高	13,430,000
	当中間期変動額	2,200,000
	当中間期末残高	15,630,000
	研究開発積立金	
	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
	運用責任準備積立金	
	当期首残高	200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200,000
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	4,459,380
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	2,208,000
	別途積立金の積立	2,200,000
	中間純利益	1,947,989
	当中間期末残高	1,999,370
	利益剰余金合計	
	当期首残高	18,512,674
	当中間期変動額	260,010
	当中間期末残高	18,252,663
	株主資本合計	
	当期首残高	22,941,152
	当中間期変動額	260,010
	当中間期末残高	22,681,141
評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	216,534
	当中間期変動額(純額)	127,883
	当中間期末残高	88,650
純資産合計		
	当期首残高	23,157,686
	当中間期変動額	387,894
	当中間期末残高	22,769,792

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 ... 6～18年 器具備品 ... 2～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
6. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
------------------------------	-----------------------------------------

追加情報

<p>第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)</p>
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)															
1. 固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建物</td> <td style="width: 10%;">...</td> <td style="width: 10%;">499,974千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>...</td> <td>531,842千円</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>...</td> <td>2,508千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>...</td> <td>798,730千円</td> </tr> <tr> <td>電話施設利用権</td> <td>...</td> <td>1,185千円</td> </tr> </table>	建物	...	499,974千円	器具備品	...	531,842千円	商標権	...	2,508千円	ソフトウェア	...	798,730千円	電話施設利用権	...	1,185千円
建物	...	499,974千円														
器具備品	...	531,842千円														
商標権	...	2,508千円														
ソフトウェア	...	798,730千円														
電話施設利用権	...	1,185千円														

(中間損益計算書関係)

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)						
1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">有形固定資産</td> <td style="width: 10%;">...</td> <td style="width: 10%;">64,964千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>...</td> <td>163,188千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	...	64,964千円	無形固定資産	...	163,188千円
有形固定資産	...	64,964千円					
無形固定資産	...	163,188千円					

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(リース取引関係)

第27期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
1. ファイナンス・リース取引		
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)		
リース資産の内容 該当事項はありません。		
リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。		
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 該当事項はありません。		
未経過リース料中間期末残高相当額 該当事項はありません。		
当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料	588千円	
減価償却費相当額	543千円	
支払利息相当額	1千円	
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		
2. オペレーティング・リース取引		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料中間期末残高相当額		
<u>1年以内</u>	<u>1年超</u>	<u>合計</u>
670千円	-	670千円

(金融商品関係)

第27期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,268,020	11,268,020	-
(2) 金銭の信託	5,629,150	5,629,150	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	308,597	308,597	-
資産計	17,205,769	17,205,769	-
(1) 未払法人税等	1,383,356	1,383,356	-
負債計	1,383,356	1,383,356	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額80,246千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式(中間貸借対照表計上額2,457,319千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等(中間貸借対照表計上額702,696千円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）			
1. 満期保有目的の債券 該当事項はありません。			
2. 子会社株式及び関連会社株式 関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
3. その他有価証券			
区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	298,359	146,101	152,257
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,118	3,000	118
小計	301,478	149,101	152,376
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,119	10,000	2,881
小計	7,119	10,000	2,881
合計	308,597	159,101	149,495
(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

(金銭の信託関係)

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）	
1. 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。	
2. その他の金銭の信託 該当事項はありません。	

(セグメント情報等)

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	12,186,600	2,915,208	367,965	15,469,773

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の 10% 以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
1株当たり純資産額	948,741円	34銭
1株当たり中間純利益金額	81,166円	22銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
中間純利益	1,947,989千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,947,989千円
期中平均株式数	24,000株

(重要な後発事象)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

平成 21 年 6 月 29 日付で、定款について次の変更をいたしました。

・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

DIAM外国株式インデックスファンド<DC年金>

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への実質投資割合は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 実質組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第22条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用方針
留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D I A M外国株式インデックスファンド< D C年金 >
約款

< 信託の種類、委託者および受託者 >

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、D I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

2) この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

< 信託事務の委託 >

第 2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

< 信託の目的、金額および限度額 >

第 3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

2) 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

3) 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

< 信託期間 >

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第7項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日とします。

< 受益権の分割および再分割 >

第 5条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

2) 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 受益権の取得申込の勧誘の種類 >

第 6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2条第8項で定める公募により行われます。

< 当初の受益者 >

第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

< 追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法 >

第 8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

2) この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

3) 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 信託日時の異なる受益権の内容 >

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

< 受益権の帰属と受益証券の不発行 >

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、

株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- 2) 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- 3) 委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- 4) 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

< 受益権の設定に係る受託者の通知 >

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 受益権の申込み単位、価額および手数料 >

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、「累積投資約款」に基づいて結んだ契約(以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対して1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日、英国証券取引所の休業日のいずれかと同日の場合(以下、「海外休業日」といいます。)には、受益権の取得申込に応じません。

- 2) 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- 3) 第1項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- 4) 前項に規定する手数料の額は委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額(信託契約締結前の取得申込については1口につき1円とします。)に乗じて得た額とします。
- 5) 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位をもって受益権の売付けを行います。この場合の受益権の取得価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- 6) 前各項の規定にかかわらず、委託者は証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取

引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができるものとします。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2) 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3) 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

の

13. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 14. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
 15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 16. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
 18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号、第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- 2) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - 3) 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - 4) 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 5) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 運用の基本方針 >

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

< 投資する株式等の範囲 >

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

< 同一銘柄の転換社債等への投資制限 >

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 2) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価

総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 信用取引の指図範囲 >

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株予約権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

< 先物取引等の運用指図・目的・範囲 >

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合

- わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引をの範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
 - 6) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲>

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認められたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<特別の場合の外貨建資産への投資制限>

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外貨為替予約の指図>

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- 2) 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、原則として信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<保管業務の委任>

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

<有価証券の保管>

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

<混蔵寄託>

第29条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において

発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を終結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

< 信託財産の登記等および記載等の留保等 >

- 第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - 3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - 4) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

< 一部解約の請求および有価証券売却等の指図 >

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

< 再投資の指図 >

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

< 資金の借入れ >

- 第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 損益の帰属 >

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

< 受託者による資金の立替え >

- 第35条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- 2) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - 3) 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< 信託の計算期間 >

- 第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月16日から翌年2月15日までとします。ただし、第1計算期間は平成14年9月5日から平成15年2月15日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
- 2) 前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始される

ものとしします。

< 信託財産に関する報告 >

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- 2) 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

< 信託事務の諸費用 >

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- 2) 信託財産の財務諸表監査に要する費用は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年8月15日(休業日のときは翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

< 信託報酬等の総額および支弁の方法 >

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成14年12月15日までの信託報酬の率は、年10,000分の78の率とします。
2. 平成14年12月16日以降の信託報酬の率は、年10,000分の25の率とします。
- 2) 前項の信託報酬は、毎年8月15日(休業日のときは翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。
- 3) 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

< 収益の分配方式 >

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その金額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

< 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 >

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- 2) 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

< 収益分配金の再投資等 >

第42条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

- 2) 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- 3) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- 4) 第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<償還金および一部解約金の支払い>

- 第43条 償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- 2) 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
 - 3) 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
 - 4) 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<償還金の時効>

- 第44条 受益者が、信託終了による償還金については第43条第1項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

- 第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合は、委託者は一部解約の実行の請求に応じません。
- 2) 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
 - 3) 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - 4) 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - 5) 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
 - 6) 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
 - 7) 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第47条の規定を準用するものとします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

- 第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一

部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

< 信託契約の解約 >

- 第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - 5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 6) 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

< 信託契約に関する監督官庁の命令 >

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

< 委託者の登録取消等に伴う取扱い >

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

< 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い >

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

< 受託者の辞任および解任に伴う取扱い >

- 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- 2) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

< 信託約款の変更 >

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべ

き旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 反対者の買取請求権 >

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

< 公告 >

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

< 信託約款に関する疑義の取扱い >

第55条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

附則第1条 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

附則第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第15条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則第3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 9 月 5 日 (信託契約締結日)

委託者	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

運用の基本方針

約款第 16 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。

用語説明

・ 基準価額	投資信託に組み入れている株式や公社債などをすべて計算日の時価で評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出。そこから投資信託の運用に必要な経費等を差し引いて純資産総額を出し、さらに計算日の受益権口数で割ったものです。
・ 解約価額	解約時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額。
・ 信託財産留保額	解約によって組入証券など売却費用についての受益者間の公平性を図るため、途中換金によって解約した受益者から徴収するものです。この留保額はその投資信託の信託財産に留保され、基準価額に反映されます。
・ 信託報酬	投資信託の運営の中で販売会社、委託会社、受託会社が果たす役割・業務の報酬として、信託財産から差し引かれ、販売会社、委託会社、受託会社に支払われる報酬のことをいいます。
・ 信託約款	委託会社と受託会社の間で取り交わされた信託契約の具体的な内容を記した契約書のことです。委託会社と受託会社および受益者の権利、運用方針・投資制限などが規定されています。
・ コンプライアンス	法令やルールを遵守し、社会的規範に沿って行動することを指す言葉です。
・ デリバティブ (金融派生商品)	通常の金利、通貨、株式、債券等の金融商品取引から派生した商品で、先物、先渡し、オプション、スワップなどの取引をいいます。
・ ファンドマネジャー (運用担当者)	投資信託の運用を行う担当者。複数のファンドマネジャーが一つのファンドの運用に携わる場合もあります。